

---

# 保 健 福 祉

---



シルバーリハビリ体操教室

1	福祉事務所の窓口	127	8	シルバー人材センター	185
2	社会福祉	128	9	社会福祉施設及び介護保健 関連施設一覧	186
3	生活保護	132	10	国民年金	192
4	中国残留邦人等に対する支援制度 .....	134	11	国民健康保険	194
5	障害者福祉	135	12	後期高齢者医療制度	201
6	高齢者福祉	142	13	医療費助成制度	203
7	土浦市社会福祉協議会	164	14	保健衛生	205

## 1 福祉事務所の窓口

- 身体障害者手帳の申請受付及び交付
- 療育手帳の交付
- 精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び交付
- 介護給付費及び訓練等給付費支給事業
- 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）費の申請
- 地域生活支援事業（相談支援、日常生活用具給付、障害者（児）一時介護事業等）
- 補装具費給付の申請
- 住宅リフォーム費用助成の申請
- 障害者住宅整備資金の貸付申請
- 重度障害者福祉タクシー利用料金助成の申請
- 特別障害者手当、障害児福祉手当の申請
- 心身障害者（児）福祉手当の申請
- 特別児童扶養手当の申請
- 難病患者福祉手当の申請
- 心身障害者（児）扶養共済制度の受付
- 福祉関係諸証明（自動車税減免、NHK受信料減免）の発行
- 生活保護の相談及び申請
- 日本赤十字社費の受付
- 戦傷病者、戦没者及び遺族への援護の相談
- 災害見舞金の支給
- 介護保険における要介護認定申請
- 介護保険における福祉用具購入費の支給申請
- 介護保険における住宅改修費の支給申請
- 介護保険における高額介護サービス費等の支給申請
- 介護保険における各種減免申請
- 老人ホームへの入所など老人福祉についての相談、指導
- 高齢者住宅整備資金の貸付申請
- ねたきり老人等福祉手当の申請
- 福祉電話貸与の申請
- ひとり暮らし老人等緊急通報システムの申請
- はり、きゅう、マッサージ施術費補助の申請
- ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成の申請
- 寝具洗濯・乾燥・消毒サービスの申請
- 高齢者家族支援「探索」サービスの申請
- 高齢者移送サービス利用助成の申請
- 救急医療情報キット配布の申請
- 高齢者見守りキーホルダーの申請
- 高齢者に対する総合相談
- 保護を要する児童の相談、指導
- 児童手当の支給
- 児童扶養手当の相談及び申請並びに支給
- 母子父子寡婦福祉資金貸付相談及び申請
- 保育所、認定こども園への入所申請
- 遺児手当の支給
- 母子支援施設への入所相談
- 家庭児童相談
- ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の相談及び申請
- 妊娠届の受付及び職業健康手帳の交付
- 妊娠・出産・育児に対する総合相談
- 結婚新生活支援事業の申請

## 2 社会福祉

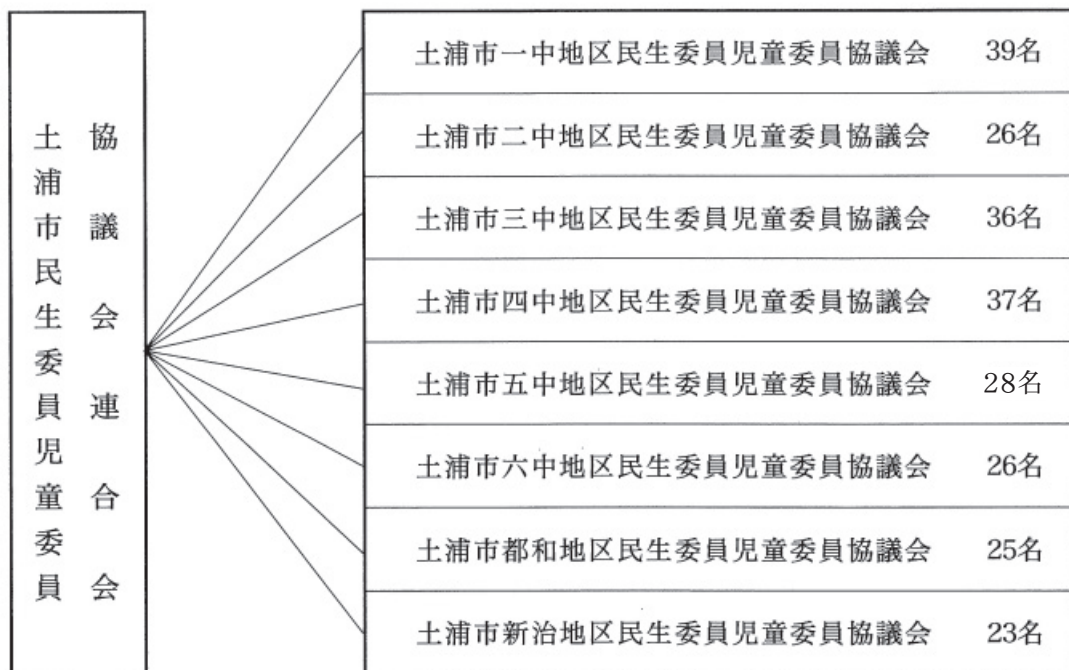
急速な少子高齢化や核家族化の進行、生活意識や価値観・生活様式の多様化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。さらには、災害時における高齢者や障害者等への支援、子どもや高齢者等への虐待や一人暮らし高齢者の孤独死など新たな問題も生じております。

こうした中、本市では、地域におけるさまざまな生活課題に対応すべく、行政・市民・地域・事業者等の協働による、ふれあいネットワークの推進を図り、市民一人ひとりが安心して心豊かに暮らすことができるよう、福祉サービスの充実した、思いやりと優しさにあふれた福祉のまちづくりを進めております。

### (1) 民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から240名（主任児童委員16名を含む。）が委嘱され、児童福祉法による児童委員も兼ねています。本市では市内を各中学校単位とする8地区に区分し、地区民生委員児童委員協議会が組織され、生活保護に関する相談や助言をはじめ、高齢者・障害者（児）・児童・ひとり親家庭などを対象に、福祉事務所や児童相談所などの福祉行政機関と連携し、地域に住む人達に密着した福祉活動の担い手としての役割を果たしております。

#### ア 土浦市民生委員児童委員協議会構成図



計 240名

イ 民生委員・児童委員の活動状況

(令和3年度)

		項 目	件 数	項 目	件 数	
相 談 ・ 支 援  件 数	(内 容 別)	在 宅 福 祉	187	そ の 他 の 活 動 件 数	調 査 ・ 実 態 把 握	1,507
		介 護 保 険	124		行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	1,594
		健 康 ・ 保 健 医 療	195		地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	5,545
		子 育 て ・ 母 子 保 健	28		民 児 協 運 営 ・ 研 修	7,066
		子 ど も の 地 域 生 活	101		証 明 事 務	255
		子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	550		要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	11
		生 活 費	149		計	15,978
		年 金 ・ 保 険	8	訪 問 回 数	訪 問 ・ 連 絡 活 動	22,118
		仕 事	35		そ の 他	9,743
		家 族 関 係	103	計	31,861	
	住 居	85	連 絡 調 整 回 数	委 員 相 互	11,485	
	生 活 環 境	284		そ の 他 の 関 係 機 関	8,043	
	日 常 的 な 支 援	1,357	計	19,528		
	そ の 他	1,239	活 動 日 数	28,784		
	計	4,445				
	(分 野 別)	高 齢 者 に 関 す る こ と	2,383			
		障 害 者 に 関 す る こ と	247			
		子 ど も に 関 す る こ と	1,138			
		そ の 他	677			
		計	4,445			

保  
福  
健  
社

(2) 災害見舞金等の支給

支給目的 市民が災害を受けたときに、被災者又は葬祭を行う者に対して災害見舞金又は弔慰金を支給し、市民の生活安定と福祉の増進を図る。

災害の種類 火災、風水害、震災、その他の自然災害

対象者 本市において、住民基本台帳に記載されている者

支給金額	(ア) 災害により死亡又は死亡したと推定される時。	100,000円
	(イ) 負傷した場合において全治3ヶ月以上入院加療を要するもの。	30,000円
	(ウ) 住家の全焼又は全壊したもの。	50,000円
	(エ) 住家の半焼又は半壊したもの。	30,000円
	(オ) 住家の床上浸水したもの。	10,000円

## 見舞金支給の状況

(令和3年度)

災害による死亡	1件	100,000円
住家の全焼・全壊	7	350,000
〃の半焼・半壊	0	0
〃の床上浸水	0	0
災害による負傷	1	30,000
計	9	480,000

## (3) 日本赤十字社活動資金募集状況

(令和3年度)

	賛同者	実績額	前年度比
一般社資	25,050名	12,733,229円	100.2%
特別社資	16件	180,000円	31.3%

## (4) 戦没者追悼式

毎年市内の戦没者(1,582名)の遺族を招待して戦没者追悼式を行い、戦没者に対し追悼の意を表すとともに、ご遺族のご苦勞に対し深い敬意を表し、平和を祈念する。

令和3年度 開催日時 9月23日(日) 午後2時

会場 クラフトシビックホール土浦 大ホール

※新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止となりました。

## (5) 社会福祉センター

## 施設の概要

所在地 土浦市大和町9番2号

指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会

面積 6,637,332m<sup>2</sup>

構造 鉄筋コンクリート 8階建

設備等 4階 事務室、相談室、応接室2、図書室、団体共用室、講義講習室

5階 調理実習室、高齢者生きがいセンター、クラフト室

6階 ボランティアセンター、ボランティア活動室、点字ライブラリー

事業開始 平成9年10月

## ○利用者数(令和3年度)

月	講義講習室	調理実習室	高齢者生きがいセンター	団体共用室	ボランティア活動室	その他	計
4	492	18	130	82	166	141	1,029
5	219	0	13	45	57	43	377
6	411	12	89	120	182	103	917
7	509	4	110	74	132	105	934
8	27	0	0	32	6	20	85
9	39	0	0	33	0	12	84
10	377	2	142	122	183	129	955
11	499	0	133	87	196	109	1,024
12	523	86	118	65	206	112	1,110
1	392	6	90	35	161	119	803
2	164	12	21	96	81	68	442
3	446	0	41	98	146	118	849
計	4,098	140	887	889	1,516	1,079	8,609

○利用団体数（令和3年度）

月	講義講習室	調理実習室	高齢者生きがいセンター	団体共用室	ボランティア活動室	その他	計
4	57	2	14	10	20	57	160
5	43	0	1	10	8	23	85
6	52	2	12	15	23	44	148
7	69	2	15	13	16	45	160
8	10	0	0	8	2	14	34
9	14	0	0	6	0	9	29
10	65	1	17	13	22	54	172
11	71	0	17	9	22	37	156
12	70	6	14	9	23	46	168
1	50	1	11	4	19	53	138
2	30	2	4	11	8	23	78
3	56	0	6	6	14	43	125
計	587	16	111	114	177	448	1,453

(6) 新治総合福祉センター

施設の概要

所在地 土浦市沢辺1423-1  
 指定管理者 社会福祉法人土浦市社会福祉協議会  
 敷地面積 21,287m<sup>2</sup>  
 建物面積 1,992.5m<sup>2</sup>  
 構造 鉄筋コンクリート平屋建  
 設備等 大広間、ホール、浴室、リラックスルーム、生きがい工房、  
 コミュニティサロン 他  
 事業開始 平成8年4月

保福  
健社

○利用状況（令和3年度）

月	開館 日数	個人利用者数			団体施設利用者数				ゲート ボール場 公園等	おもちゃ ライブラ リー	まあ〜 るいさ ろん	計
		利用者	有料	無料	ふれあい ホール	生きがい 工房	ボランティア サロン	いきいき サロン				
4	24	74	0	74	55	30	10	62	0	7	9	247
5	6	5	0	5	22	10	0	16	0	4	0	57
6	24	62	0	62	113	26	17	39	0	9	73	339
7	23	35	0	35	157	30	3	37	27	13	9	311
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	26	112	0	112	185	26	14	91	0	13	6	447
11	24	988	14	974	220	29	3	84	29	8	6	1,367
12	24	1,046	5	1,041	103	29	16	83	0	15	17	1,309
1	23	1,139	18	1,121	131	17	5	68	0	13	9	1,382
2	10	456	4	452	65	5	3	0	0	17	7	553
3	9	334	2	332	66	9	2	7	0	0	0	418
計	193	4,251	43	4,208	1,117	211	73	487	56	99	136	6,430

### 3 生活保護

生活保護は、高齢や傷病等により生活が困窮したときに、保有する資産や能力の活用、親族の扶養及びその他あらゆるものを活用しても生活できない場合に、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

#### (1) 保護世帯・人員の推移

(各年度末：国県は速報値)

年 度	世帯数			人 員			前年比 (世帯数%)			保護率 (%)		
	国	県	市	国	県	市	国	県	市	国	県	市
H29	1,638,384	21,904	1,038	2,115,368	27,744	1,241	99.9	104.0	101.0	16.7	9.6	8.9
30	1,635,515	22,466	1,083	2,089,641	28,094	1,282	99.8	102.6	104.3	16.5	9.8	9.2
R1	1,635,201	22,641	1,120	2,066,660	28,082	1,318	99.9	100.8	103.4	16.4	9.8	9.5
2	1,641,536	23,120	1,139	2,053,268	28,496	1,342	100.4	102.1	101.7	16.4	10.0	9.7
3	1,641,640	23,500	1,185	2,034,226	28,723	1,407	100.2	102.9	104.0	16.2	10.1	9.9

#### (2) 扶助別人員等の推移

(各年度末)

区分 年度	人員	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
		人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)	人員	前年比 (%)
H29	1,241	1,087	99.3	1,024	100.2	34	75.6	1,084	95.8	316	102.6	15	100.0
30	1,282	1,130	104.0	1,064	103.9	41	120.6	1,093	100.8	343	108.5	18	120.0
R1	1,318	1,149	101.7	1,090	102.4	38	92.7	1,158	105.9	372	108.5	23	127.8
2	1,342	1,170	101.8	1,112	102.0	44	115.8	1,169	100.9	391	105.1	27	117.4
3	1,407	1,227	104.9	1,177	105.8	50	113.6	1,245	106.5	397	101.5	22	81.5

#### (3) 保護開始・廃止件数等の推移

(各年度)

区分 年度	開 始				廃 止			
	世 帯		人 員		世 帯		人 員	
	件 数	月平均件数	人 数	月平均人数	件 数	月平均件数	人 数	月平均人数
H29	128	10.7	152	12.7	123	10.3	140	11.7
30	161	13.4	195	16.3	97	8.1	135	11.3
R1	182	15.2	228	19.0	141	11.8	164	13.7
2	162	13.5	201	16.8	143	11.9	159	13.3
3	187	15.6	236	19.7	150	12.5	161	13.4

#### (4) 世帯類型別件数等の推移

(各年度末)

区分 年度	世帯数	高齢世帯		母子世帯		障害世帯		傷病世帯		その他の世帯	
		世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
H29	1,038	698	67.2	15	1.5	100	9.6	171	16.5	54	5.2
30	1,083	724	66.8	17	1.6	110	10.1	176	16.3	56	5.2
R1	1,120	751	67.2	23	2.1	127	11.3	161	14.4	58	5.2
2	1,139	753	66.1	24	2.1	135	11.9	148	13.0	79	6.9
3	1,185	765	64.6	25	2.1	152	12.8	169	14.3	74	6.2

### (5) 扶助別保護費の推移

(各年度末)

区分 年度	総額(円)	前年比 (%)	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他	
			支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)	支給額(円)	構成比 (%)
H29	2,293,750,261	99.6	748,790,611	32.6	306,460,589	13.4	4,038,512	0.2	1,131,180,258	49.3	93,373,072	4.1	9,907,219	0.4
30	2,276,325,191	99.2	734,710,569	32.3	313,244,002	13.8	4,035,338	0.2	1,123,763,765	49.4	89,278,712	3.9	11,292,805	0.5
R1	2,364,996,065	103.9	744,047,994	31.5	328,207,342	13.9	3,646,192	0.2	1,185,847,530	50.1	90,856,536	3.8	12,390,471	0.5
2	2,484,479,774	105.1	769,019,596	31.0	345,522,898	13.9	3,196,360	0.1	1,251,991,022	50.4	105,529,830	4.2	9,220,068	0.4
3	2,495,947,559	100.5	774,080,085	31.0	358,394,685	14.4	3,634,632	0.2	1,238,845,421	49.6	108,919,607	4.4	12,073,129	0.4



#### 4 中国残留邦人等に対する支援制度

この制度は、平成20年度から開始されたもので、中国残留邦人及び樺太等残留邦人の方が、日本国内で生活し、国民年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に、その方の特別な事情に鑑み、本人及び配偶者に生活費等を給付するものです。

##### (1) 世帯数・人数等の推移

(各年度末)

区分 年度	世帯数	人 数	人数の内訳				
			生活支援(人)	住宅支援(人)	医療支援(人)	介護支援(人)	その他(人)
H29	5	8	8	8	8	6	0
30	5	8	8	8	8	7	0
R1	4	6	6	6	6	6	0
2	3	4	4	4	4	4	0
3	3	4	4	4	4	4	0

##### (2) 支援費の推移

(各年度末)

区分 年度	総 額 (円)	支援額の内訳				
		生活支援 (円)	住宅支援 (円)	医療支援 (円)	介護支援 (円)	その他 (円)
H29	14,084,100	5,177,491	1,348,800	7,465,730	92,079	0
30	11,793,043	5,213,209	1,366,400	4,917,556	295,878	0
R1	13,216,137	5,255,167	1,575,574	5,987,416	397,980	0
2	10,167,271	3,912,736	1,422,700	4,678,884	152,951	0
3	5,932,261	2,375,630	753,600	2,578,606	224,425	0

## 5 障害者福祉

制度の改正等や障害者のニーズに的確に対応しながら、障害福祉サービスの提供、障害者の地域生活への移行の推進、総合的な就労支援の強化などを行い、障害のある方が安心して暮らせる地域社会を目指しています。

### (1) 障害者の現況

#### ア 障害・年齢別 身体障害者手帳交付者数

(令和4年4月1日現在) (単位:人)

区 分	18歳未満		18歳から64歳		65歳以上		合 計	
		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)
視 覚 障 害	5	6.4%	76	6.5%	197	6.8%	278	6.7%
聴覚・平衡機能障害	8	10.3%	82	7.0%	216	7.4%	306	7.4%
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0%	11	0.9%	35	1.2%	46	1.1%
肢 体 不 自 由	54	69.2%	619	52.7%	1,175	40.4%	1,848	44.4%
内 部 障 害	11	14.1%	386	32.9%	1,283	44.2%	1,680	40.4%
合 計	78	100.0%	1,174	100.0%	2,906	100.0%	4,158	100.0%

保  
福  
健  
社

#### イ 令和3年度障害原因別身体障害者手帳新規交付者

(単位:人)

区 分	視 覚	聴 覚	言 語	肢 体	内 部	計	率 (%)
先 天 的 障 害	0	0	0	6	3	9	3.05%
交 通 事 故	0	0	0	0	0	0	0.00%
脳 血 管 障 害	0	0	1	32	0	33	11.19%
そ の 他 の 疾 病	16	21	5	40	165	247	83.73%
そ の 他 の 事 故	0	0	0	6	0	6	2.03%
合 計	16	21	6	84	168	295	100%

#### ウ 年齢別・程度別療育手帳交付者数

(令和4年4月1日現在) (単位:人)

区 分	18歳未満			18歳から64歳			65歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
① 最重度	29	11	40	118	58	176	5	7	12	152	76	228
A 重 度	36	19	55	96	50	146	11	12	23	143	81	224
B 中 度	46	21	67	125	78	203	7	13	20	178	112	290
C 軽 度	88	37	125	129	105	234	4	0	4	221	142	363
合 計	199	88	287	468	291	759	27	32	59	694	411	1,105

## エ 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和4年4月1日現在) (単位:人)

区 分	18歳未満			18歳から64歳			65歳以上			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1級	1	1	2	36	43	79	17	29	46	54	73	127
2級	11	3	14	314	300	614	31	40	71	356	343	699
3級	1	2	3	162	149	311	10	9	19	173	160	333
手帳交付者数 計	13	6	19	512	492	1004	58	78	136	583	576	1,159

## オ 自立支援医療給付等状況

○自立支援医療（精神通院）受給者数

2,375人 (令和4年4月1日現在)

○自立支援医療（更生医療）給付状況

(単位:人、円)

区 分	給付者数	医療費の内訳	
		公 費	自己負担
肢体・内臓など	14	7,114,607	301,060
腎臓・血液透析	48	157,539,121	306,684
合 計	62	164,653,728	607,744

○自立支援医療（育成医療）給付状況

(単位:人、円)

区 分	給付者数	医療費の内訳	
		公 費	自己負担
聴覚・平衡機能	0	0	0
音声・言語・そしゃく機能	4	198,224	57,298
肢体不自由	11	939,529	127,056
内臓機能	2	227,344	20,000
合 計	17	1,365,097	204,354

## カ 障害者住宅整備資金貸付事業

障害者又は障害者と同居する世帯に対し、障害者の居住環境を改善するため、障害者専用の居室等を増築若しくは改築・改造するために必要な資金の貸付を行っている。

貸付額等

貸付限度額	償還期限	償還方法
3,000,000円	貸付交付日の属する月の翌月から起算して10年以内 (6ヶ月の据置期間を含む)	元利均等月賦償還又は元利均等半年賦償還(繰上償還可)

対象者 ○身体障害者手帳1～4級又は療育手帳 ㉠、Aの所持者

○上記障害者と同居する親族

令和3年度新規貸付件数 0件

## キ 重度障害者福祉タクシー利用料金助成事業

重度の障害者が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成します。

1回の乗車につき500円券2枚使用できます。年間50枚分を限度とします。

対象者

○障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた方

○障害の程度が㉠又はAの療育手帳の交付を受けた方

○障害の程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

#### 令和3年度福祉タクシー利用状況

- 利用券の交付状況 368人
- 利用件数及び助成金額 8,953件 4,476,500円

#### ク リフトタクシー運行費補助事業

重度の身体障害者の利便を図るため、リフト付車両の運行費の一部を補助しています。

- 令和3年度運行費補助件数 1件
- 令和3年度運行費補助金額 160,000円

#### ケ 手話奉仕員養成事業

手話及び聴覚障害者に対する理解者の層を広げることにより、聴覚障害者の社会参加促進に寄与するため、手話奉仕員の養成講座を開催しています。

- 令和3年度入門課程 28回(56時間) 受講生 11人
- 令和3年度基礎課程 30回(60時間) 受講生 9人

#### コ 要約筆記講座事業

要約筆記及び聴覚障害者に対する理解者の層を広げることにより、聴覚障害者の社会参加促進に寄与するため、要約筆記の入門講座を開催しています。

- 令和3年度入門講座 5回 受講生 15人

#### サ 難病患者福祉手当支給事業

難病患者（一般特定疾患医療受給者証所持者、指定難病特定医療費受給者証所持者）の日常生活上の不安や入院及び通院の経済的負担を軽減するため、福祉手当を支給しています。

- 令和3年度受給者数 648人
- 令和3年度支給金額 14,523,000円

#### シ ひとり暮らし重度聴覚障害者緊急通報システム事業

ひとり暮らし重度聴覚障害者の緊急事態発生時の不安を解消し、生活の安全を確保するため、緊急通報システムを整備しています。

- 令和4年3月末現在設置台数 1台

#### ス 障害者手帳交付申請用診断書料助成事業

##### (ア) 身体

新規の身体障害者手帳の申請時に診断書料の一部を助成します。

助成件数	315件
助成額	1,570,050円

##### (イ) 精神

精神障害者保健福祉手帳の申請時に診断書料の一部を助成します。

助成件数	590件
助成額	2,818,900円

## セ 重度障害者住宅リフォーム助成事業

身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害1・2級）、又は療育手帳④を所持する方が居住する住宅を、その障害者に適応するように改造する費用について、その一部を助成します。

助成件数	4件
助成額	1,648,000円

## ソ 土浦市中心身障害者（児）福祉手当支給事業（市単独）

在宅で心身に障害のある方及び在宅の20歳未満の障害児に手当を支給しています。

支給件数	1,562件
支給額	61,072,250円

（内訳）

20歳以上	身障手帳1級～2級	療育手帳④、A、B	精神手帳1級	1,243人
20歳未満	身障手帳1級～4級	”	精神手帳1級～2級	169人
20歳未満	身障手帳5級～6級	療育手帳C	精神手帳3級	140人
特別児童扶養手当該当者				10人

## タ 特別児童扶養手当

中程度以上の心身障害のため日常生活において、常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を監護している父母又は療育者に対し、障害児の生活向上のために支給されます。

手当受給者総件数	213件
----------	------

## チ 障害者一時介護事業

在宅障害者の介護者が外出、休息等により一時的に介護が困難になったとき、障害者を一時的に預かり介護します。

対象者	市内在住の障害者で次に該当する満1歳以上の方	
	・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方	
	・医師により、発達障害があると認められた方	
委託先	障害者支援施設「尚恵厚生園」	
令和3年度 利用状況	・延利用人数	33人
	・延利用時間	103時間
	・委託料	154,500円

## ツ 特別障害者手当等支給事業

### （ア）特別障害者手当

20歳以上の在宅者で障害基礎年金1級程度の障害が重複している状態又はその障害の程度が最重度で、日常生活において常時、特別の介護を必要とする障害者に支給されます。

### （イ）障害児福祉手当

20歳未満の在宅者で身体障害者手帳1級又は療育手帳④程度の最重度の障害があるため日常生活において常時、介護を必要とする障害児に支給されます。

### （ウ）経過的福祉手当

従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない20歳以上の障害者に支給されます。

(単位：人、円)

手 当	手当月額	受給者数	受給額
特別障害者手当	27,350	50	19,582,600
障害児福祉手当	14,880	64	9,076,800
経過的福祉手当	14,880	1	178,560
合 計		115	28,837,960

## テ 茨城県心身障害者（児）扶養共済事業

心身障害者（児）を扶養される方が毎月一定の掛金を納付することにより、万一の場合に障害者に共済年金が支給されます。

(令和4年3月31日現在)

区 分	加入者数（人）
身体障害者	6
知的障害者	34
精神障害者	5
計	45

扶養共済年金受給者数 42人

## ト 「こころの相談」事業等

事業名	内 容	対象者	実施日	実施場所
こころの相談	精神科医師によるこころの相談・指導	こころの病気で悩んでいる方及び家族等	月1回 (予約制)	土浦市役所内

令和3年度 実施件数 13件

## ナ 土浦市障害者虐待防止センター事業

障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や相談支援を目的として、土浦市社会福祉協議会に委託し実施しています。

令和3年度 相談件数 18件  
保護件数 0件

## ニ 土浦市つくしの家

通常の事業所に雇用されることが困難な18歳以上の知的障害者の方を対象に、日常生活上の支援や生産活動その他の活動の機会の提供等を行い、地域社会において共生できるよう促進します。

所在地	土浦市上高津1810番地		
開設年月日	平成元年5月1日		
施設の規模	敷地面積	2,406㎡	
	建物面積	750㎡	
	構 造	鉄筋コンクリート平家建	

(令和4.4.1現在) (単位：人)

施設名	通所対象者	1日利用定員	通所者数
つくしの家	18歳以上の知的障害者（生活介護）	14	12
つくし作業所	18歳以上の知的障害者（就労継続支援B型）	46	30

## (2) 障害者自立支援給付の内容

身体障害者  
令和3年度 (R3.3~R4.2) (単位:人、円)  
①介護給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	37	492	42,903,620	19
重度訪問介護	6	101	52,335,183	7
同行援護	22	232	6,106,606	7
生活介護	78	1170	225,844,117	24
短期入所	14	96	8,947,922	7
施設入所支援	46	527	83,219,249	16
療養介護	15	180	48,452,320	7
計画相談支援	192	508	7,493,511	45
合計	410	3,306	475,302,528	132

## ②訓練等給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	9	94	14,859,567	7
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	9	68	6,808,608	4
就労移行支援	8	78	11,773,881	7
就労継続支援A型	37	359	61,238,716	17
就労継続支援B型	14	136	16,490,702	13
就労定着支援	1	12	402,574	1
合計	78	747	111,574,048	49

知的障害者  
令和3年度 (R3.3~R4.2) (単位:人、円)  
①介護給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	21	205	5,448,350	10
同行援護	1	8	145,588	1
生活介護	207	2,520	527,622,730	64
短期入所	29	124	8,665,401	16
施設入所支援	124	1,477	188,747,848	40
療養介護	0	0	0	0
計画相談支援	429	1,042	15,345,866	65
合計	811	5,376	745,975,783	196

## ②訓練等給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	82	906	150,055,199	47
自立訓練(生活訓練)	5	59	10,016,629	2
自立訓練(機能訓練)	1	8	636,672	1
就労移行支援	29	175	33,792,547	13
就労継続支援A型	47	479	67,486,730	16
就労継続支援B型	138	1,528	197,439,074	45
就労定着支援	17	173	4,750,494	6
合計	319	3,328	464,177,345	130

## 障害児

(単位:人、円)

## ①介護給付費

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	3	16	634,541	2
同行援護	1	2	16,980	1
短期入所	4	15	537,296	4
計画相談支援	3	13	190,423	1
相談支援(児)	560	1,061	19,115,061	18
児童発達支援	315	3,084	162,642,166	34
放課後サービス	289	5,243	387,054,587	71
保育所等訪問支援	12	63	1,880,640	3
合計	1,187	9,497	572,071,694	134

## ②訓練等給付費

(単位:人、円)

就労移行支援	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

## 精神障害者

## ①介護給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
居宅介護	46	413	9,465,947	14
同行援護	1	5	55,732	1
生活介護	7	48	6,174,989	7
短期入所	2	9	162,360	1
施設入所支援	5	32	3,401,197	3
地域移行支援	0	0	0	0
計画相談支援	365	966	14,675,852	49
合計	426	1,473	33,936,077	75

## ②訓練等給付費

(単位:人、円)

種類	実人数	延人数	自立支援支払額	施設・事業者数
共同生活援助	63	610	79,488,696	45
自立訓練(宿泊型)	3	24	2,610,438	3
自立訓練(機能訓練)	4	21	1,324,968	2
自立訓練(生活訓練)	12	103	17,255,339	7
就労移行支援	52	365	72,728,894	14
就労継続支援A型	145	1,343	198,608,808	29
就労継続支援B型	110	918	103,168,235	46
就労定着支援	12	118	3,235,849	7
合計	401	3,502	478,421,227	153



## 6 高齢者福祉

わが国の人口の高齢化は、世界でも例をみない速さで進展し、高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口の割合）は20%を超え、21世紀半ばには、3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。

国においては、介護を必要とする高齢者の増加や家庭における介護力の低下に鑑み、高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）や新・高齢者保健福祉推進十か年戦略（新ゴールドプラン）の策定により高齢者に対する保健福祉施策を推進し、平成11年12月には、今後5か年間の高齢者保健福祉の方向が示され、平成12年度からの新たなプラン（ゴールドプラン21）が策定されました。

さらに、介護を必要とする高齢者を社会全体で支え、自らの選択に基づくサービスが安心して受けられるよう介護保険法が平成9年12月に制定され、平成12年4月から施行されました。

この介護保険制度の施行によって、保健福祉サービスは、「措置」から「契約」へと大きく転換し、市町村の役割は、介護保険の保険者として安定した保険運営とともに、高齢者が安心してサービスが受けられる環境整備や介護サービスの量と質が均衡のとれた体制で供給できるように調整を行うことが重要となっています。

本市においては、平成6年度に「土浦市老人保健福祉計画」を策定し、高齢者への保健福祉施策の積極的な展開を図ってきましたが、当該計画の計画期間が平成11年度末で終了し、平成12年度から介護保険制度がスタートしたことから「土浦市ふれあいネットワークプラン」として、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しました。令和3年度からは、令和2年度に策定した令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第8次土浦市ふれあいネットワークプラン」に基づき、保健福祉施策を積極的に展開していきます。

また、今後は、「土浦型地域包括ケアシステム」の構築に向けて、介護予防事業の推進と新たな生活支援サービスの整備、そして医療・介護等の多職種の連携強化、認知症施策の強化・拡充を通じて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域づくりを行っていきます。

### (1) 高齢者人口

#### ・65歳以上の人口状況

(各年4月1日現在)

年度 年齢階層	30		元		2		3		4	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
65～69歳	10,923	7.7	10,272	7.2	9,745	6.9	9,146	6.5	8,724	6.2
70～74	9,818	6.9	10,083	7.1	10,545	7.4	11,183	7.9	10,903	7.7
75～79	7,950	5.6	8,454	5.9	8,589	6.1	8,286	5.9	8,543	6.1
80～84	5,531	3.9	5,714	4.0	5,915	4.2	6,180	4.4	6,533	4.6
85～89	3,563	2.5	3,673	2.6	3,747	2.6	3,880	2.7	3,983	2.8
90～94	1,617	1.1	1,640	1.2	1,726	1.2	1,844	1.3	1,965	1.4
95～99	432	0.3	473	0.3	506	0.4	536	0.4	562	0.4
100歳以上	70	-	72	-	87	-	86	-	84	-
計	39,904	27.3	40,381	28.4	40,860	28.8	41,141	29.2	41,297	29.3
総人口	142,734		142,143		141,655		141,119		140,995	

#### ・ねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者の状況

(令和4年4月1日現在) 単位：人

	ねたきり高齢者			ひとり暮らし高齢者			認知症高齢者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
65～69歳	29	36	65	22	19	41	42	56	98
70～74歳	73	78	151	84	88	172	117	108	225
75～79歳	83	108	191	212	408	620	186	244	430
80～84歳	151	168	319	172	514	686	304	473	777
85～89歳	87	199	286	106	446	552	252	605	857
90歳以上	64	274	338	70	291	361	196	674	870
計	487	863	1,350	666	1,766	2,432	1,097	2,160	3,257

※施設（特別養護老人ホーム、グループホーム、有料老人ホーム）入所者は含まず。

## (2) 要援護老人対策

### ア 「愛の定期便」事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者宅に、ボランティアの方等が週2回訪問のうえ、乳製品を配付し、「安否の確認」、「健康の保持」、「孤独感の解消」を図ります。

乳製品配布世帯 151世帯（令和4年3月）

### イ ひとり暮らし老人等緊急通報システム事業

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対して、緊急通報装置を貸与し、急病・災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をすることにより不安を解消し、福祉の向上を図ります。

既設置台数 378台（令和3年度末）

令和3年度受信状況 55件（誤報を除く）

### ウ 救急医療情報キット配布事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、「かかりつけ医」、「持病」、「緊急連絡先」などの情報を保管するキットを配布し、急病等に備えることで安心、安全を図ります。

令和3年度末配布者数 1,158人

### エ 高齢者等在宅生活支援配食サービス事業

食事づくりが困難なひとり暮らし高齢者等を対象に、栄養に配慮した食事を配達し、健康保持及び安否確認を行います。

令和3年度末利用者 120人 年間延配食数 38,314食

### オ 福祉電話貸与事業

ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消と相談等に応じるため、電話を無料で貸与するとともに回線使用料等を助成し、在宅福祉の向上を図ります。

令和3年度末貸与台数 22台

### カ ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成事業

65歳以上のねたきり高齢者に、在宅で受ける理美容サービス料金の一部（1人2回、1回につき3,000円）を助成します。

令和3年度 申請者 70人 利用件数 77件

### キ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ねたきり等により寝具の衛生管理が困難な高齢者に、洗濯、乾燥及び消毒のサービスを年4回まで提供します。

令和3年度 申請者 20人 利用件数 84件

### ク ねたきり老人等福祉手当支給事業

疾病等によりねたきり及び認知症の状態にある65歳以上の在宅高齢者に対し、非課税世帯月額5千円、課税世帯月額2千5百円を支給することにより福祉の増進を図ります。

令和3年度末支給状況 ねたきり老人 133人 認知症老人 40人

## ケ 日常生活用具給付事業

日常生活に支障のある概ね65歳以上の高齢者に対し、シルバーカー等の給付を行います。

令和3年度実績

(給付) シルバーカー	10件	電磁調理器	1件
住宅用防災警報器	2件	自動消化器	1件

## コ はり・きゅう・マッサージ施術費補助事業

70歳以上の高齢者と65歳以上のねたきり又は認知症高齢者の介護者が健康の保持と心身の安らぎを得るため、施術費の一部(1人年8回、1回につき1,000円)を助成します。

令和3年度 申請者 639人 利用件数 2,802件

## サ 高齢者移送サービス利用助成事業

65歳以上の高齢者の通院や買い物、社会活動の参加などの際に移動手段として「土浦地区タクシー協同組合」が主体に運営するデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の活用を推進するため、年会費15千円のうち13千円を助成します。また、平成27年6月以降に運転免許証を返納された方に対して、申請により1回のみ年会費の全額を助成します。

令和3年度末 会員数 831人

## シ 高齢者見守りネットワーク事業

ひとり暮らしや認知症の高齢者等を対象に、登録番号を記載したキーホルダーを配布し、救急搬送や徘徊等が起きた緊急時に、キーホルダーの番号をもとに住所・氏名等の確認を迅速に行い対応しています。

令和3年度末配布人数 1,039人(実人数)

## (3) 介護者支援

### ア 家族介護慰労事業

介護保険制度において要介護4又は5に相当する市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護サービスを受けなかったものを介護している家族に対して慰労金(10万円)を支給し、介護者の苦労に報いるものです。

令和3年度 支給状況 1人

### イ 高齢者家族支援「探索」サービス事業

認知症高齢者を抱える家族等に対し、認知症高齢者が徘徊した場合に早期発見できるシステムを活用して、その居場所を伝えることにより事故の未然防止及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

対象者

徘徊の恐れのある概ね65歳以上の高齢者(要介護認定を受けた者)を介護している家族

令和3年度利用状況 9台

### ウ 家族介護者交流事業

家族を日々介護する者の介護の悩み、精神的・肉体的疲労等による厳しい状況を考慮し、一時的に介護から開放し、観光地や施設見学などの行楽の機会を通じて、介護者の相互の交流、心身の回復を図ることを目的に実施します。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業を実施しませんでした。

(4) 生きがい対策

ア 高齢者クラブ活動助成事業

60歳以上の高齢者が加入でき、教養の向上、健康の増進、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行う高齢者クラブに対し、活動費を助成します。

令和3年度実績

クラブ数	会員数	補助対象クラブ数	市補助金額
86	3,123	84	3,721 千円

イ 高齢者と子供のふれあい事業

生活文化の伝承活動など、高齢者と児童等との世代間交流活動を推進して、高齢者の生きがいを高めるとともに児童の健全育成を図ります。

令和3年度 17団体で実施

ウ 生きがい対応型デイサービス事業

地域住民等が地域のボランティアの協力のもとに、空き家、空き店舗などを有効に活用し、地域において支援を必要とする高齢者等を対象に地域の実情に応じて行う福祉事業に対して、運営支援を行います。

・令和3年度末現在

全8中学校地区で、計8箇所で開催

(5) 祝賀の制度

ア 敬老事業

高齢者に対して長寿を祝福し敬意を表すため、祝金品を贈呈することにより福祉の増進を図ります。

敬老祝金・記念品等実績

対象者	令和3年度実績	
	人数	記念品等
最高齢者	1人	祝状
100歳	39人	祝状・祝金(2万円)
88歳	733人	祝状
計	773人	

イ 金婚をたたえる集い

結婚50年を迎えられた夫婦に対し、永年社会に貢献された実績に感謝の意を表し、今後も健康で、豊かな生活を営めることを目的とします。

令和3年度 市内会場に 74組を招待

(6) 住宅整備

高齢者住宅整備資金貸付事業

60歳以上の高齢者と同居している世帯の世帯員に対し、高齢者専用の居室等を増築若しくは改築又は改造するために必要な経費の貸付を行い、好ましい家庭関係の維持に寄与することを目的とします。

貸付限度額	償還期間	償還方法
3,000,000円	資金交付の属する月の翌月から起算して10年以内 (6ヶ月の据置期間を含む)	元利均等月賦償還、 元利均等半年賦償還 (繰上償還可)

令和3年度資金貸付中 3人

## (7) 老人ホーム等への入所

### 養護老人ホーム

入所措置の決定については、土浦市老人ホーム入所判定委員会（委員数6名）が行います。

入所措置者 2名（令和3年度末現在）

### 特別養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者であって、介護保険制度下における要介護認定において原則要介護3以上の認定を受け、身体若しくは精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、居宅において適切な介護を受けることが困難な方が入所します。入所については、各施設で設置した入所判定委員会が決定し、入所者又はその家族と施設との契約により行います。

### ケアハウス（軽費老人ホーム）

高齢者向けの住宅機能を有し、高齢者の生活や心身機能の特性を考慮して基本的なサービスは、食事、入浴の準備、緊急時の対応等と最少限となっており、入居者の自主性を尊重した施設です。

## (8) 介護支援ボランティア制度事業

市内に住民登録のある65歳以上の方（介護保険第1号被保険者）が、市の指定する市内の特別養護老人ホームで介護支援ボランティア活動を行い、ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、自身が社会活動を通して介護予防を目指すものです。

また、その活動実績に対して評価ポイントを付与し、申出により評価ポイントに応じた転換交付金を交付しています。

令和3年度実績 登録者数 32人

## (9) 老人福祉センター

地域在住の老人に対して各種の相談に応じるとともに、機能回復訓練ならびに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設で地域老人に健康で明るい生活を営む場を提供します。

### 使用料

使用者区分	使用料
市内居住の60歳以上の方	無 料
市内居住の中学生以上60歳未満の方	300円
市外居住の中学生以上の方	500円
小学生以下の方	無料（免除）

### ○湖畔荘

#### 施設の概要

所在地	土浦市手野町1892番地1
指定管理者	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
敷地面積	4,986m <sup>2</sup>
建物面積	764.33m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート平屋建
設備等	事務室、大集会室、教養娯楽室2、機能回復訓練室、相談室2、浴室2 他
定員	100人
事業開始	昭和56年5月

令和3年度 利用状況

月別	利用 日数	集会室		娯楽室		その他	計 (個人・団体)	利用者 (内訳)	
		回数	人数	回数	人数	人数		無料	有料
4	24	5	83	0	0	955	1,038	1,036	2
5	6	0	0	0	0	166	166	166	0
6	24	3	42	0	0	771	813	812	1
7	23	5	61	0	0	792	853	853	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	26	4	57	0	0	888	945	941	4
11	24	4	65	1	4	826	895	893	2
12	24	4	71	1	5	834	910	907	3
1	7	0	0	0	0	13	13	13	0
2	10	2	30	0	0	10	40	40	0
3	9	2	25	0	0	240	265	263	2
計	177	29	434	2	9	5,495	5,938	5,924	14

○つわぶき

施設の概要

所在地 土浦市中都町一丁目5428番地2  
 指定管理者 社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会  
 敷地面積 5,000m<sup>2</sup>  
 建物面積 717.87m<sup>2</sup>  
 構造 鉄筋コンクリート平屋建  
 設備等 事務室、大集会室、相談室、教養娯楽室2、学習室、訓練コーナー、浴室2 他  
 定員 100人  
 事業開始 平成4年9月

保福  
健社

令和3年度 利用状況

月別	利用 日数	集会室		娯楽室		学習室		その他	計 (個人・団体)	利用者 (内訳)	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	人数		無料	有料
4	24	20	148	48	106	4	30	1,257	1,541	1,531	10
5	6	5	59	10	14	5	20	304	397	391	6
6	24	18	97	44	109	4	20	979	1,205	1,197	8
7	23	17	92	44	75	4	17	1,029	1,213	1,204	9
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	26	22	149	44	58	6	58	1,135	1,400	1,380	20
11	24	22	149	42	63	6	55	1,166	1,433	1,419	14
12	24	17	116	20	64	7	49	1,107	1,336	1,325	11
1	23	17	101	17	52	3	25	1,189	1,367	1,355	12
2	10	1	20	7	20	0	0	537	577	571	6
3	9	9	30	8	31	1	7	368	436	433	3
計	193	148	961	284	592	40	281	9,071	10,905	10,806	99

## ○うらら

### 施設の概要

所在地	土浦市大和町9番2号（総合福祉会館6階）
指定管理者	社会福祉法人 土浦市社会福祉協議会
面積	618m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート 8階建
設備等	事務コーナー、大広間、相談室、娯楽室、ロビー兼訓練コーナー、浴室2 他
定員	100人
事業開始	平成9年10月

### 令和3年度 利用状況

月別	利用日数	大広間		娯楽室1・2		その他 人数	計 (個人・団体)	利用者(内訳)	
		回数	人数	回数	人数			無料	有料
4	24	25	151	6	30	1,248	1,429	1,422	7
5	6	6	19	1	2	138	159	159	0
6	24	26	139	5	20	1,085	1,244	1,241	3
7	23	25	150	5	19	1,079	1,248	1,244	4
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	27	27	147	8	26	1,134	1,307	1,303	4
11	23	23	167	6	21	1,172	1,360	1,357	3
12	24	24	175	7	24	1,250	1,449	1,444	5
1	24	24	179	6	17	1,247	1,443	1,438	5
2	11	11	73	2	4	570	647	641	6
3	9	9	43	4	16	367	426	426	0
計	195	200	1,243	50	179	9,290	10,712	10,675	37

## (11) ふれあいセンター

### ○ふれあいセンター「ながみね」

隣接する清掃センターのごみ焼却時に発生する余熱を有効活用し、高齢者の生きがい活動施設、更に多くの方々が利用可能な多目的ホール、水中運動を目的とした運動プール、気泡浴の温水利用施設等を整備し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用できる複合的福祉施設です。

### 施設の概要

所在地	土浦市中村西根2078番地1
指定管理者	株式会社ビート
面積	敷地 10,355.01m <sup>2</sup> 建物 2,536.81m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート平屋建
設備等	事務室、運動プール(温水)、多目的ホール、趣味室、教養娯楽室、会議室 生きがい工房、浴室2 他
事業開始	平成15年6月

施設名	利用者区分又は時間区分		利用料金
運動プール 及び浴室	市内に居住する者	小学生以下の者	無料
		60歳以上の者	150円
		上記以外の者	300円
	市外に居住する者	小学生以下の者	無料
		上記以外の者	500円
多目的ホール	午前	9時～12時	1,720円
	午後	13時～17時	2,505円
	夜間	18時～21時	2,040円

令和3年度 利用状況

月別	利用 日数	利用 者数	内						訳						
			プール・浴室			多目的ホール		趣味室		教養娯楽室		会議室		その他	
			大人	子供	計	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
4	24	4,953	3,671	349	4,020	22	232	4	43	4	52	13	62	29	544
5	6	1,079	855	93	948	0	0	0	0	0	0	0	0	4	131
6	24	4,962	3,729	390	4,119	24	59	11	30	2	9	8	46	23	699
7	25	5,886	3,942	567	4,509	32	261	12	69	2	9	10	105	29	933
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	27	5,958	3,973	362	4,335	31	320	14	82	0	0	10	75	35	1,146
11	25	6,227	4,201	333	4,534	28	228	17	100	0	0	11	110	30	1,255
12	24	6,477	4,383	405	4,788	26	188	18	91	0	0	19	158	24	1,252
1	24	7,145	4,703	384	5,087	32	253	20	117	0	0	14	115	20	1,573
2	12	3,252	2,309	163	2,472	6	49	10	47	0	0	4	17	14	667
3	9	2,125	1,446	184	1,630	6	67	6	29	1	3	2	8	6	388
計	200	48,064	33,212	3,230	36,442	207	1,657	112	608	9	73	91	696	214	8,588



## (12) 介護保険制度

### ア 保険者（制度の運営主体）

この制度の運営主体となる保険者は市町村で、国・県は財政面及び事務面から市町村を支援します。

### イ 施行日（制度の始まり）

制度は、平成12年4月1日から施行されました。

### ウ 対象者及び保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）が介護保険に加入します。

#### 【令和3年度の保険料】

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
給付の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○寝たきり・認知症等で入浴、排せつ、食事等の日常動作について常に介護が必要な方</li> <li>○家事や身支度等の日常生活に支援が必要な方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初老期認知症、脳血管障害等の老化に伴う病気によって介護が必要になった方</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1段階 13,900円（基準額×0.2） 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下、又は、老齢福祉年金受給者、若しくは、生活保護を受けている方</li> <li>○第2段階 34,800円（基準額×0.5） 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超120万円以下の方</li> <li>○第3段階 48,700円（基準額×0.7） 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が120万円超の方</li> <li>○第4段階 62,600円（基準額×0.9） 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下の方</li> <li>○第5段階 69,600円（基準額） 同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、第4段階以外の方</li> <li>○第6段階 80,000円（基準額×1.15） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円未満の方</li> <li>○第7段階 87,000円（基準額×1.25） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</li> <li>○第8段階 104,400円（基準額×1.5） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</li> <li>○第9段階 111,300円（基準額×1.6） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方</li> <li>○第10段階 118,300円（基準額×1.7） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方</li> <li>○第11段階 125,200円（基準額×1.8） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方</li> <li>○第12段階 132,200円（基準額×1.9） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方</li> <li>○第13段階 139,200円（基準額×2.0） 市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得金額が700万円以上の方</li> </ul>	<p>加入している医療保険の算定方法に基づいて設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料は、給料に応じて変動します。</li> <li>○保険料は、事業主と折半になります。</li> <li>○健康保険の被扶養者は、加入している医療保険の被保険者が皆で保険料を負担することになりますので、直接の負担はありません。</li> </ul> </li> <li>●国民健康保険に加入している方 <ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料は、所得・資産等に応じて変動します。</li> <li>○保険料と同額の国庫負担があります。</li> </ul> </li> </ul>
保険料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年金額が18万円以上の方は年金から差し引き、それ以外の方は市に個別に支払います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療保険料と一括して支払います。</li> </ul>

## エ サービスの内容

介護を必要とする場合は、保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられます。

### 居宅サービス

介護予防サービス（要支援1・2の方）	介護サービス（要介護1～5の方）
訪問サービス ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導	訪問サービス ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導
通所サービス ○介護予防通所リハビリテーション	通所サービス ○通所介護（デイサービス） ○訪問リハビリテーション
短期入所サービス（ショートステイ） ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護	短期入所サービス（ショートステイ） ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護
○介護予防特定施設入所生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 ○介護予防住宅改修費支給	○特定施設入所者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 ○住宅改修費支給

保  
福  
健  
社

### 施設に入所してのサービス

	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） 日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受けられます。 介護老人保健施設 （老人保健施設） 病状が安定し、家庭へ戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができます。 介護療養型医療施設 ○療養型病床群 ○老人性認知症疾患療養病棟 長期にわたる療養や介護が必要な場合に入所します。 介護医療院 長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けることが出来ます。
--	---

### 地域密着型サービス

地域密着型介護予防サービス	地域密着型サービス
○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 （グループホーム ※要支援2の方のみ）	○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護（デイサービス） ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入所者介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○看護小規模多機能型居宅介護

## オ 居宅サービスの要介護状態区分と利用限度額

居宅サービスは、介護の必要度（要介護状態区分）に応じて給付額に限度があります。限度額は、要介護状態区分ごとに以下のように決められています。

サービス利用者は、利用限度額の範囲内で実際に利用した費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）を負担しますが、限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた分の費用は全額自己負担となります。

「福祉用具購入費の支給」と「住宅改修費の支給」については、サービスごとの利用限度額が別に定められます。

### 居宅サービスの要介護状態区分と利用限度額

区分	状 況	利用限度額
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分で出来るが、予防のために支援を要する状態	50,320円
要支援2	要支援1の状態から手段的に日常動作を行う能力が低下し、何らかの支援が必要な状態	105,310円
要介護1	食事、排せつ、着替えは何とか自分でできるが、何らかの支援又は部分的な介護が必要な状態	167,650円
要介護2	食事、着替えは何とか自分でできるが、排せつは一部手助けが必要な状態	197,050円
要介護3	食事、排せつ、着替えのいずれも一部手助けが必要な状態	270,480円
要介護4	重度の認知症状があり、食事、排せつ、着替えのいずれも全面的な手助けが必要な状態	309,380円
要介護5	ねたきりの状態で、寝返りもできず、食事、排せつ、着替えのすべてに全面的な手助けが必要な状態	362,170円

※上記の支給限度額は、標準地域のもので、地域差は勘案していません。

#### 【短期入所サービス利用時の注意点】

- \* 短期入所サービスを連続して30日を超えて利用することはできません。
- \* 短期入所サービスの利用日数は要介護認定有効期間の概ね半数を超えない利用となります。

### 福祉用具の貸与・購入費の支給、住宅改修の支給内容

サービスの種類	支給の対象	サービスの利用限度額
福祉用具の貸与	車いす、車いすのクッション、電動補助装置等の付属品、特殊寝台、特殊寝台のマットレス、サイドレール、介助用ベルト等の付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（吊り具の部分を除く）、自動排泄処理装置	居宅サービスの利用限度額に含まれます。
福祉用具購入費の支給	腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具部分、自動排泄処理装置の交換可能部品	要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は1年間に10万円となります。
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消、滑りの防止、引き戸等への扉の取替、洋式便器への取替	要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は20万円となります。

## カ 施設サービスの平均利用額と自己負担

施設サービスは、介護サービス費の1割負担（一定以上の所得のある方は2割又は3割）のほかに、食事・居住費の費用と日用品費が自己負担となります。

区分	平均利用額（1割負担分）	食事・居住費の費用
特別養護老人ホーム	17,190円～27,870円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
老人保健施設	21,420円～30,270円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
介護療養型医療施設	17,790円～34,980円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。
介護医療院	21,420円～41,370円（1か月30日で計算）	施設との契約によって決まります。

※施設サービスの利用額は、施設や要介護状態区分に応じて異なります。

キ 利用者負担等の減額制度

介護保険では、認定を受けた利用者がサービスを利用した場合、費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）を負担していただくほか、施設サービスなどでは食費・居住費・日常生活費の実費を負担していただきますが、負担が高額になったり、所得の低い方などの負担が大きくなるよう利用者負担等の減額制度が設けられています。

また、国が市町村（保険者）を支援して実施する低所得者対策に加え、本市が独自に実施する低所得者対策により、低所得者の負担の軽減をしています。

(ア) 高額介護（居宅支援）サービス費の支給

介護保険によるサービス利用者に対して一定の負担限度額を設けて、その金額を超えた部分を申請により返還する「高額介護サービス費」が支給されますが、低所得者に対しては、さらに低い限度額が設定されます。（福祉用具購入、住宅改修費、施設サービスでの居住費・食費等の負担額は、高額介護サービスの支給対象にはなりません。）

介護保険自己負担の上限額（高額介護サービス費）

対象者	上限額(世帯合算)
課税所得約690万円(年収約1,160万円)以上の方※	140,100円
課税所得380万円(年収約770万円)以上 約690万円(年収約1,160万円)未満の方※	93,000円
課税所得145万円(年収約383万円)以上 約380万円(年収約770万円)未満の方※	44,400円
一般世帯	44,400円
世帯全員が住民税非課税世帯	24,600円
住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額 +課税年金収入額が80万円以下の方	15,000円
生活保護の受給者, 住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者	15,000円

※令和3年8月利用分から

(イ) 旧措置制度による特別養護老人ホーム入所者の減免制度

これまでの措置制度による特別養護老人ホーム入所者の中には、身寄りが無い等の低所得者が多い事から経過措置として、所得に応じ利用者負担が軽減されます。

(ウ) 居住費・食費の軽減制度

施設へ入所した場合、居住費・食費の負担額は施設と利用者の契約により決められますが、所得の低い方については、所得状況に応じた自己負担限度額に軽減されます。

なお、次の①②のいずれかに該当する場合は軽減の対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯が分離している配偶者が住民税課税者の場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が下記の額を超える場合  
第1段階及び第2号被保険者(40～64歳)の方: 単身1,000万円, 夫婦2,000万円  
第2段階: 単身650万円, 夫婦1,650万円  
第3段階①: 単身550万円, 夫婦1,550万円  
第3段階②: 単身500万円, 夫婦1,500万円

自己負担限度額(月額)

利用者負担段階		居 住 費			食 費		
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	施設入所 ショートステイ	
第1段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税であり、老齢年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	特別養護老人ホーム320円 介護老人保健施設490円	0円	300円	300円
第2段階	本人及び世帯員全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	特別養護老人ホーム420円 介護老人保健施設490円	370円	390円	600円
第3段階 ①	本人及び世帯員全員が住民税非課税で合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	特別養護老人ホーム820円 介護老人保健施設1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階 ②	本人及び世帯員全員が住民税非課税で合計所得金額+年金収入額が120万円超の方					1,360円	1,300円

※年金収入額については、課税年金と非課税年金(遺族年金や障害年金など)の収入額を勘案します。

## (エ) 本市が実施する低所得者対策

国が実施する訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担軽減措置に合わせ、障害者に対し、利用者負担を減免しています。

また、社会福祉法人の提供するサービス利用の利用者負担軽減対策は、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）の各サービスの利用者及び施設入所者に対し、利用者負担額を $\frac{1}{2}$ に減額しています。

### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）の利用者負担減額制度

申請をしてこの認定を受けると、訪問介護及び介護予防訪問介護の利用者負担額（一割負担分）が免除になります。対象となる方は次のとおりです。

対 象 者	利 用 者 負 担
<p>○障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額が0円となっている方で、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなった方</p> <p>(1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方で、65歳に到達したことで要介護または要支援の認定を受けた方。</p> <p>(2) 40歳から64歳までの方で、要介護または要支援の認定を受けている方</p>	利用者負担額を全額免除

### ② 社会福祉法人等利用者負担減額事業

申請をしてこの認定を受けると、減額実施の申し出のあった社会福祉法人による対象サービスを利用する際、介護保険の利用者負担額（一割負担分）等の料金が減額になります。対象となる方、対象サービス、及び減額の内容は次のとおりです。

#### 社会福祉法人等による利用者負担減額措置

対 象 者	
世帯全員が市町村民税非課税の方のうち、前年中に所得がなかった方で、当該社会福祉法人が減額の必要を認めた方、かつ介護保険料の滞納がない方。所得控除の扶養対象者となっていない方。	
対象サービス	利用者負担
<p>○訪問介護 ○基準型訪問サービス ○夜間対応型訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額 *なお、「訪問介護利用者負担減額措置」と併用して減額を受けることはできません。
<p>○通所介護 ○基準型通所サービス ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○地域密着型通所介護</p>	(利用者負担+食費) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○短期入所生活介護 ○介護予防短期入所生活介護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護</p>	(利用者負担+食費) × $\frac{1}{2}$ に減額
<p>○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	(利用者負担) × $\frac{1}{2}$ に減額

※被保護者（生活保護受給者）の方については、「短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護」の居住費（従来型個室、ユニット型準個室）のみ、この事業の適用となり、利用者負担は「免除」となります。

## ク 介護保険対象外の市の独自サービス

### (ア) 居宅介護サービス利用者負担額助成事業

本市では、居宅サービスを利用したときに負担する利用者負担額の一部を助成することにより、居宅サービスの利用の促進を図るとともに当該利用者の生活を支援しています。

対 象 者	世帯全員が市町村民税非課税の方、前年中に所得がなかった方（地方税法の規定による合計所得金額0円以下の方）、介護保険料の滞納がない方、以上の条件に全て該当する方
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、基準型訪問サービス、基準型通所サービス
助 成 額	利用者負担額の1/2に相当する額
給 付 方 法	償 還 払 い (いったん利用者負担額の全額を支払い、後から請求により助成額分を給付します。)

### (イ) 居宅介護サービス特別事業

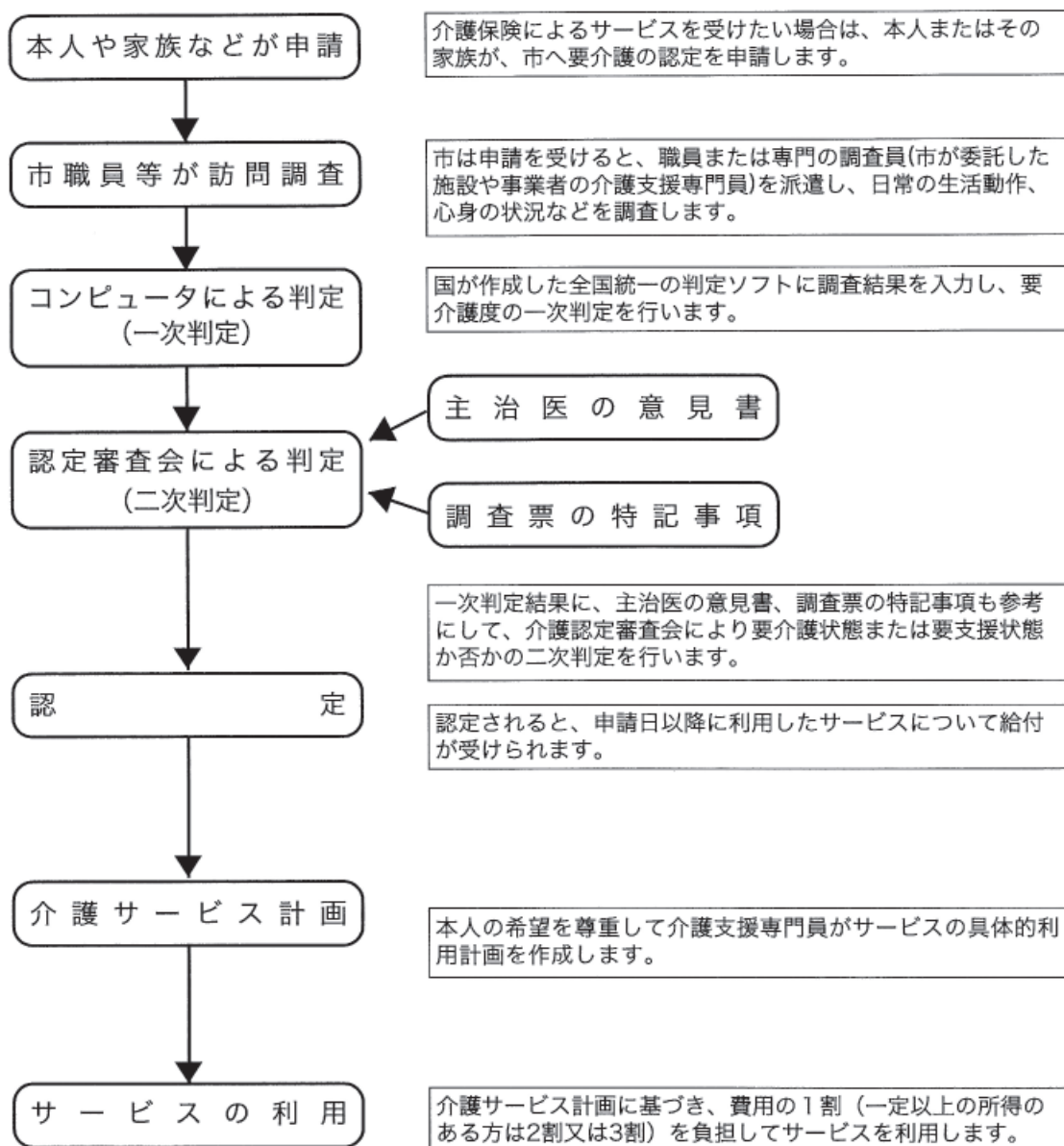
重度の要介護認定者については、介護の手間がかかり介護者の精神的、肉体的負担も多く、仮に介護保険の限度額を超えてサービスの利用を希望した場合には、費用負担も大きくなることが考えられます。

このような状況を緩和するため、本市では要介護4・5の方について、介護保険の給付に上乗せして給付を行っています。

対 象 者	要介護4	要介護5
上 乗 せ 額	3万円 (限度額の約10%上乗せ)	5万円 (限度額の約15%上乗せ)
本 人 負 担	2 割	
給 付 方 法	償 還 払 い (いったん費用の全額を支払い、後から請求により助成額分を給付します。)	
利 用 条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険での利用限度額を超過して利用した費用に限る。</li> <li>・対象サービスは、介護保険の居宅サービスと同様とする。</li> </ul>	

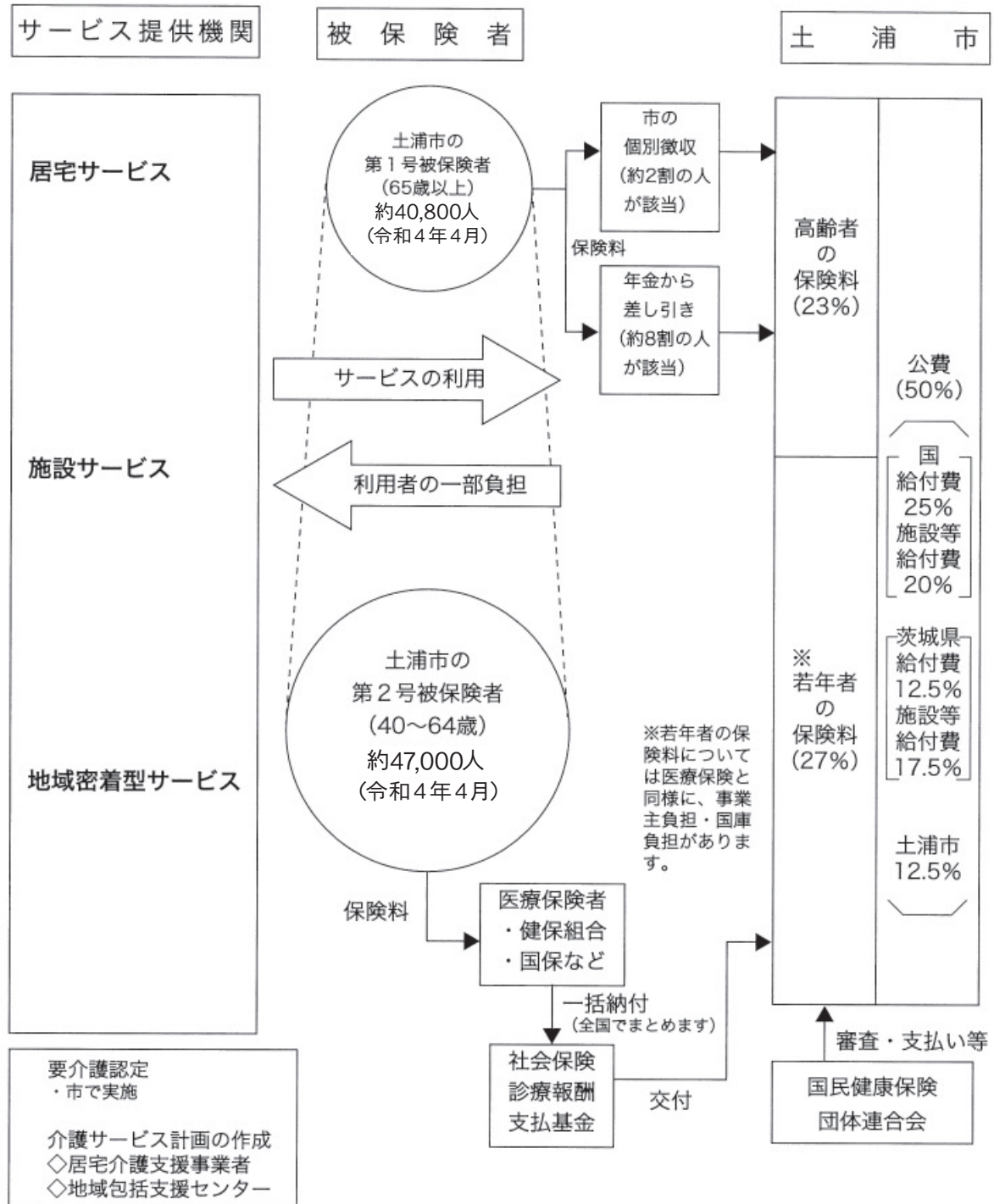
## ケ サービス利用手続き

ねたきりや認知症などで介護が必要となったときや、日常生活に支援が必要になったときは、本人またはその家族が介護を必要とする状況を判断してもらうために、市に要介護認定の申請を行う必要があります。



※要介護認定は、一定期間ごとに見直しがあります。また状態に変化のあったときは、期間の途中でも要介護度変更の判定を受けることができます。

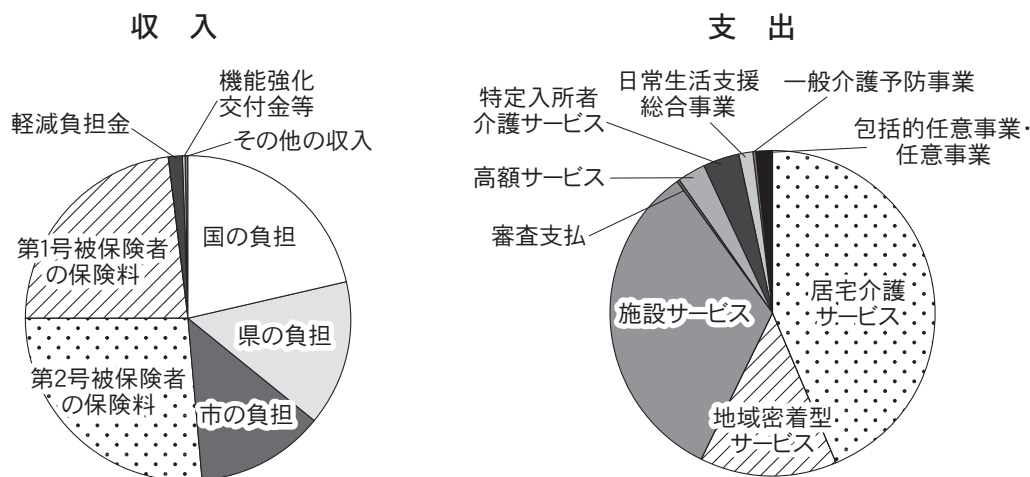
コ 介護保険制度の仕組み



保福  
健社



サ 令和3年度の状況  
(ア)財源(収入)と給付(支出)内訳



単位：千円,%

国の負担	2,462,887	21.6
県の負担	1,654,982	14.5
市の負担	1,436,126	12.6
第2号被保険者の保険料	3,029,841	26.5
第1号被保険者の保険料	2,618,486	22.9
低所得者保険料軽減負担金	161,144	1.4
保険者機能強化推進交付金等	43,115	0.4
その他の収入	317	0.1
合計	11,406,898	100.0

単位：千円,%

居宅介護サービス	4,993,035	43.8
地域密着型サービス	1,540,172	13.5
施設サービス	3,746,508	32.9
審査支払手数料	9,294	0.1
高額サービス	320,752	2.8
特定入所者介護サービス	411,247	3.6
日常生活支援総合事業	161,825	1.4
一般介護予防事業	50,427	0.4
包括的支援事業・任意事業	173,638	1.5
合計	11,406,898	100.0

(イ)第1号被保険者数

年齢区分	人数
65歳以上75歳未満	19,538
75歳以上	21,253
合計	40,791

(ウ)所得段階別第1号被保険者数

所得段階	被保険者数	構成比
第1段階	6,893	16.9%
第2段階	2,861	7.0%
第3段階	2,654	6.5%
第4段階	5,672	13.9%
第5段階	5,154	12.7%
第6段階	5,682	13.9%
第7段階	6,328	15.5%
第8段階	2,915	7.2%
第9段階	871	2.1%
第10段階	560	1.4%
第11段階	296	0.7%
第12段階	201	0.5%
第13段階	704	1.7%
合計	40,791	100%

(工) 要介護・要支援認定者数 (令和4年3月末)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	認定率
第1号被保険者	520	710	1,622	1,476	1,119	847	564	6,858	16.8%
65歳以上75歳未満	56	91	196	160	131	76	66	776	1.9%
75歳以上	464	619	1,426	1,316	988	771	498	6,082	14.9%
第2号被保険者	13	9	30	32	27	12	15	138	
計	533	719	1,652	1,508	1,146	859	579	6,996	

\*認定率は、第1号被保険者(40,791人)に対する認定者の割合となります。

(オ) 居宅介護(支援)サービス受給者数 (令和4年3月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	121	264	1,167	1,093	618	367	223	3,853
第2号被保険者	3	3	24	23	18	6	4	81
計	124	267	1,191	1,116	636	373	227	3,934

(カ) 地域密着型サービス受給者数 (令和4年3月)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1	3	218	233	187	101	69	812
第2号被保険者	0	0	3	3	4	0	0	10
計	1	3	221	236	191	101	69	822

(キ) 施設介護サービス受給者数 (令和4年3月)

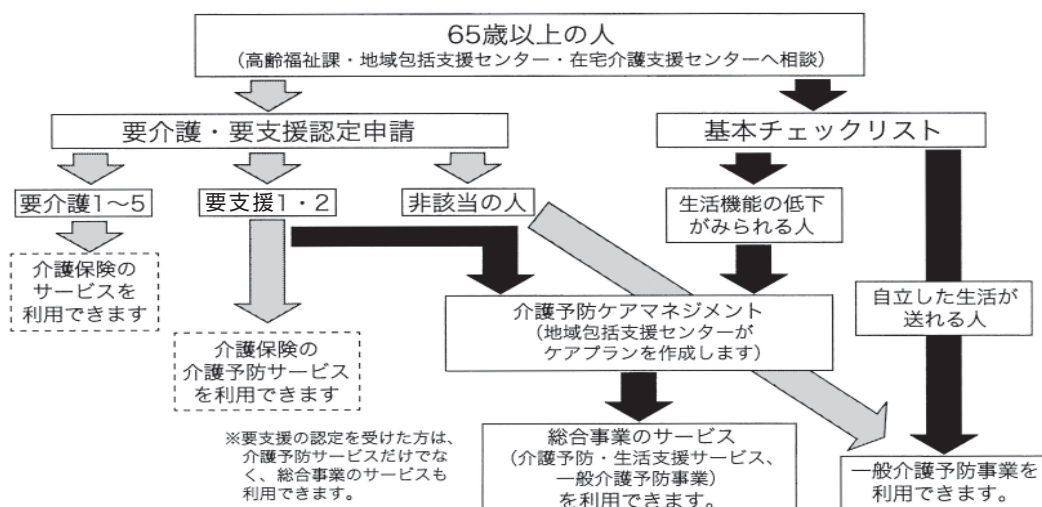
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
第1号被保険者	713	443	6	1,162
第2号被保険者	5	15	1	21
計	718	458	7	1,183

(13) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは、健康維持のための運動教室や、多様な主体による、多様なサービスを取り入れた、要支援者等を対象にした介護予防施策です。(平成29年度開始)

下記の流れのとおり、生活機能等を確認するため25項目の質問事項による「基本チェックリスト」を実施し、一定の基準を満たした方が事業対象者となります。

要支援認定を受けている方及び事業対象者は、介護予防・生活支援サービス、一般介護予防サービスを利用することができます。(一般介護予防事業については、一般高齢者も利用可能)



## イ 介護予防・生活支援サービス

### 訪問型サービス

サービスの種類	内 容	利用者負担
現行相当の訪問サービス (基準型訪問サービス)	これまでの介護予防訪問介護。身体介護・生活援助サービスを利用できます。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)
緩和した基準による訪問サービス (緩和型訪問サービス)	ボランティア又は会員が自宅に訪問し、家事援助サービス(調理・買い物・掃除の代行等)を提供します。(シルバー人材センター、社会福祉協議会で実施)	100円/1時間

### 通所型サービス

サービスの種類	内 容	利用者負担
現行相当の通所サービス (基準型通所サービス)	これまでの介護予防通所介護。通所介護事業所において機能訓練等のサービスを利用できます。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)
緩和した基準による通所サービス (緩和型通所サービス)	市の指定を受けた介護事業所などがミニディサービス、運動、レクリエーションなどを提供します。	介護給付によるサービスと同様 (利用単価の1～3割)

## ウ 一般介護予防事業

### 介護予防普及啓発事業

フレイル予防啓発講座	筋力低下や低栄養、閉じこもりなどにより、心や体の機能が低下しやすくなった状態「フレイル」を予防するための運動教室です。
------------	---

### 地域介護予防活動支援事業

事業の名称	内 容	利用者負担
シルバーリハビリ 体操教室	各中学校地区の公民館などで、ボランティアが指導する住民主体の介護予防教室です。	無料
介護支援ボランティア 制度事業	介護施設などでのボランティア活動を通じて、社会参加・地域貢献を行うとともに、自らの心身の健康の保持や増進につながる介護予防を支援します。活動実績にポイントを付与し、それに応じた転換交付金を交付します。	無料
生きがい対応型 デイサービス	各中学校地区に1箇所、健康や生きがいづくりのための趣味活動を行う施設です。週6日(日曜日、祝日休み)	100円/日
介護予防応援事業	高齢者の通いの場に出向き、運動・認知症・口腔ケア等の講話や運動指導を行い、また、介護予防体操のマニュアルを配付し、個人・地域単位による介護予防の取組を応援します。	無料

## (14) 地域包括支援センター

### ア 地域包括支援センターとは

高齢者の方が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう支援を行う総合相談機関です。ここでは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心となり、適切なサービスを提供します。

### イ 地域包括支援センター

○土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら TEL 824-0332

担当区域：1中地区、3中地区、4中地区、6中地区

○医療法人社団青洲会 地域包括支援センターかんだつ TEL 869-7035

担当区域：2中地区、5中地区、都和地区、新治地区

相談窓口開設時間 平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分

### ウ 事業と内容

#### (ア) 要支援認定者等のケアプラン作成

##### ①介護予防支援

要支援1・2と判定された方で、予防給付のサービスを利用した場合のケアマネジメントです。

令和3年度実績(単位：件)

	包括うらら	包括かんだつ
延べ件数	2,949	1,704

②介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と判定された方及び基本チェックリストにより総合事業の対象者となった方に対する、介護予防生活支援サービス及び一般介護予防事業を利用した場合のケアマネジメントです。

令和3年度実績（単位：件）

	包括うらら	包括かんだつ
延べ件数	3,454	1,588

(イ) 総合相談支援

高齢者の方に関する様々な相談を受けて、どのような支援が必要かを把握し適切なサービスにつなぎます。

令和3年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
総合相談	5,638	7,077

(ウ) 権利擁護に関する支援

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売等による消費者被害の防止、成年後見人制度の活用により、高齢者の方の権利を擁護します。

令和3年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
権利擁護・虐待防止	427	358

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント

介護に係わる介護支援専門員等の方を対象に、充実したケア体制を作るための指導や助言、関係機関との調整を行います。

令和3年度 相談実績（延べ件数）

	包括うらら	包括かんだつ
包括的継続的ケアマネジメント	418	184

エ 地域包括支援センターブランチ（在宅介護支援センター）

地域包括支援センターの地域における相談窓口として、身近なところで、気軽に専門家に相談できるとともに、必要な保健福祉サービスが受けられるよう、相談員や看護師等を配置し、24時間体制で相談を受けています。

令和3年度利用状況（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

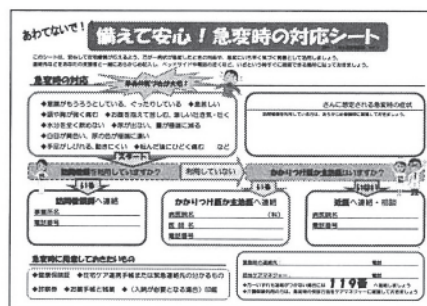
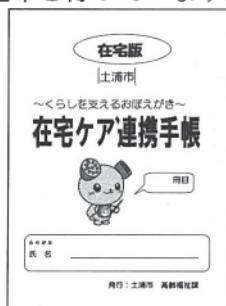
		滝の園	協同病院	静霞園	もりの家	飛羽ノ園	神立病院	やすらぎの園	はなのえん	憩いの里	合計
相談方法 (延)	(1)電話	81	402	74	468	329	61	110	376	217	2,118
	(2)来所	1	16	2	16	8	2	11	5	7	68
	(3)訪問	91	84	66	289	233	52	90	156	164	1,225
	計	173	502	142	773	570	115	211	537	388	3,411

(15) 在宅医療・介護連携拠点事業

在宅医療と介護を一体的に提供できるよう、下記の事業を実施し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療と介護の支援体制を構築します。

(ア) 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療において、関わりのある専門職との情報共有支援ツール、「在宅ケア連携手帳」と、在宅において病気の急変時の連携体制を円滑にするための「急変時の対応シート」を作成、配布を行っています。



**(イ) 医療・介護関係者の研修**

多職種連携強化、スキルアップを目的に、本市独自の研修会「つちうLabo」を開催しました。

	開催日	場 所	内 容	参加者数
第1回	R3. 6.17(木)	土浦市消防本部3階講堂	「在宅療養における看取り支援について」	39
第2回	R3.10.26(火) ～11.26(金)	オンデマンド配信	「電子@連絡帳を活用した多職種連携について」	77
第3回	R3.11.12(金)	オンライン開催	「コロナ禍における多職種連携」	33
第4回	R4.2.25(金)	オンライン開催	「認知症終末期に対する経管栄養および経口摂取についての考え方」	14

**(ウ) 市民への普及啓発**

テーマ 「知って考える『すべての人にかかわる』認知症」  
 日 時 令和3年10月10日(日)  
 場 所 茨城県県南生涯学習センター 多目的ホール  
 参加者 50人

**(16) 認知症施策推進事業**

認知症の人の意志が尊重され、住み慣れた地域で自分らしくくらし続けることができる地域づくりを目的に、主に認知症の初期の段階の方への支援、介護者への支援を行います。

**(ア) 認知症初期集中支援チーム（平成28年10月～）**

医療・介護の専門職員と認知症サポート医によりチームを編成し、主に認知症の疑いのある方や認知症の初期の段階の方で、かつ、継続的な医療や介護に繋がっていない方を対象に適切な支援を行います。

対応件数 25件（令和4年3月末）

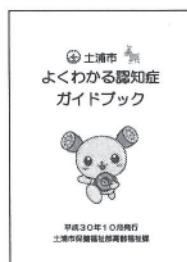
**(イ) 認知症カフェ「ふれあい茶屋」（平成28年10月～）**

認知症の方の社会性の維持、介護者の情報共有の場として活躍する認知症カフェを市内2か所で開催しています。

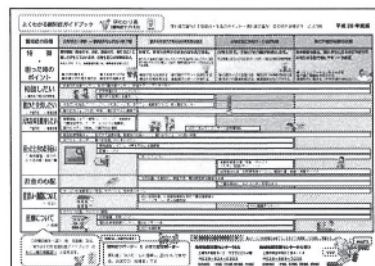
名 称	場 所	開催日時（原則）	参加者人数（人）
ふれあい茶屋 「おらが里」	土浦市沢辺1423-1 新治総合福祉センター内	毎月第1水曜日 13:00～14:00	39
ふれあい茶屋 「さくら」	土浦市大和町9-1 土浦市役所2階研修室	毎月第3月曜日 14:00～15:30	126

**(ウ) 「よくわかる認知症ガイドブック」、「認知症ケアパス」の発行**

認知症の方の在宅生活を支える地域支援を掲載した冊子「よくわかる認知症ガイドブック」と認知症の容態に応じて適切なサービス等が確認できる「認知症ケアパス」を配付しています。



よくわかる認知症ガイドブック



認知症ケアパス

## (エ) 認知症サポーター養成講座事業

認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域を作っていくために、ボランティア（認知症サポーター）の育成講座を開催しています。

また、認知症サポーターとの協働事業の推進を目的に、認知症サポーター・フォローアップ研修を実施しています。

### ○ 認知症サポーター養成講座

開催回数 11回

受講者数 375人

### ○ 認知症サポーターフォローアップ研修

開催回数 1回

受講者数 7人

## (17) 土浦市生活支援担い手養成講座（生活支援体制整備事業）

地域包括ケアシステム構築の推進においては、互助力の活性化、生活支援の担い手の養成は必要不可欠です。

また、多様な主体による生活支援サービスの提供においても、介護保険に関する知識や、生活支援の手法などを習得する必要があることから、生活支援の担い手を養成する講習会を開催しました。

※令和3年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、開催中止といたしました。

## 7 土浦市社会福祉協議会

役員理事 18人 監事 2人 評議員 38人（令和4年4月1日現在）

- 事業
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) 第1号から前項までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - (6) 共同募金事業への協力
  - (7) 福祉サービス利用援助事業
  - (8) ボランティア活動の振興
  - (9) 老人福祉センターの管理・運営
  - (10) 福祉バスの管理運行事業
  - (11) 生活福祉資金貸付事業
  - (12) ふれあい福祉資金（小口資金）貸付事業
  - (13) 訪問介護事業
  - (14) 障害福祉サービス事業
  - (15) 介護予防・日常生活支援総合事業
  - (16) 移動支援事業
  - (17) 障害者相談支援事業
  - (18) 心配ごと相談事業
  - (19) 土浦市障害者虐待防止センター事業
  - (20) 成年後見センターつちうら事業
  - (21) 生活困窮者自立支援事業
  - (22) 子育て援助活動支援事業
  - (23) 生活支援体制整備事業
  - (24) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業
  - (25) 土浦市障害者自立支援センターの管理・運営
  - (26) 土浦市社会福祉センターの管理・運営
  - (27) 土浦市新治総合福祉センターの管理・運営
  - (28) 地域包括支援センターうららの運営
  - (29) その他この法人の目的達成のため必要な事業

### (1) 生活福祉資金

目的 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立、生活意欲の助長促進並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

○貸付状況（令和3年度）

資金種類	件数	金額(円)
緊急小口資金	6	584,000
福祉資金(福祉費)	4	372,000
計	10	956,000

○新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の申請状況

資金種類	申請件数	金額(円)
緊急小口資金	431	84,240,000
総合資金支援	435	226,690,000
総合資金支援(延長)	94	49,040,000
総合資金支援(再貸付)	370	195,750,000
計	1,330	555,720,000

(2) ふれあい福祉資金

緊急に経済的な援護を必要とする生活困窮者に対し、資金を交付又は貸与することにより当面の事態を乗り切り、自立更生を図ることを目的とする。

対象 ・土浦市内に居住し、かつ、低所得世帯に属する者。  
・社会的に援助が必要であると認められる者。

資金の限度額 特に必要と認められる場合100,000円を限度とする。

償還期限 貸付の日の属する月の翌月から起算して3年以内

償還方法 均等月賦償還

貸付利子 無利子

○貸付等の状況(令和3年度)

区分	件数	金額(円)
交付金	1	2,310
貸付金	71	953,310
計	72	955,620

保  
福  
健  
社

(3) 災害見舞金

災害を被った世帯に対し、見舞金を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

見舞金の額

全焼又は全壊 20,000円

半焼又は半壊 10,000円

床上浸水 5,000円

○支給状況(令和3年度)

区分	件数	金額(円)
全焼	7	140,000
半焼	0	0
計	7	140,000

(4) ボランティアセンター

目的

地域住民のボランティア活動に関する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の推進と人材の育成を図るとともに、市民の善意を適正かつ効果的に活用し、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

事業

- ボランティアに関する啓発及び普及
- ボランティアの登録及び斡旋
- ボランティアに対する援助
- ボランティアグループの組織化と育成
- 善意金品等の預託及び配分

○ボランティア保険等の加入(令和3年度)

区分	加入者数
ボランティア活動保険	1,515人



○善意銀行（令和3年度）

福祉の増進を目的とする団体等が行う事業や、地域福祉を支援するために預託された寄付金及び物品を受取及び管理並びに払出する事業。

指定預託と払出

区 分	前年度繰越金 (円)	預 託		払 出		次年度繰越金 (円)
		件数	金 額(円)	件数	金 額(円)	
障 害 福 祉	3,232,236	0	0	0	0	3,232,236
高 齢 福 祉	32,926,036	1	100,000	0	0	33,026,036
児 童 福 祉	746,375	0	0	0	0	746,375
ボランティア	67,390	1	10,000	0	0	77,390
交 通 遺 児	363,357	1	191,615	1	504,000	50,972
福 祉 全 般	16,694,826	22	484,298	2	1,767,820	15,411,304
福 祉 団 体	47,199	0	0	0	0	47,199
福 祉 施 設	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0
指 定 寄 付	0	4	238,380	3	208,380	30,000
計	54,077,419	29	1,024,293	6	2,480,200	52,621,512
預 金 利 子	25,446					26,124
合 計	54,102,865					52,647,636

物 品

区分	件数	預 託	払 出
古切手、書き損じハガキ等		63	63
生活用品類（マスク・タオル等）		2	2
食品類（米・野菜・保存食等）		54	54
その他		31	31
合 計		150	150

(5) おせち料理の配付（歳末たすけあい配分事業）

支援が必要な方に対し、豊かなお正月を迎えていただくために、年末におせち料理を配布する。

○期 日 12月28日

○場 所 総合福祉会館

○対 象 者 宅配型食事サービス利用者でおせち料理配付を希望する方、および年末の安否確認が必要と思われる方でこれを希望する方（市配食サービス利用者は除く）。但し、生活保護受給者については、社会福祉課ケースワーカーに必要なの有無を確認し、選定する。

○協 力 者 宅配型・会食型食事サービスボランティア

○配食世帯数 164世帯

○協 力 者 数 39人

(6) 地域介護教室

福祉教育の活きた土壌づくりと助け合い支えあう地域社会づくりを進めながら、高齢者や障害者への理解を深めることを目的とする。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(7) おもちゃライブラリー事業

障害児の身体能力、感覚、言語等の発達を促進し、おもちゃの製作、貸出、遊び場提供、療育相談を実施する。

個人貸出の状況（令和3年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用人数	0	0	4	2	0	0	2	2	5	0	0	0	15
貸出点数	0	0	8	0	0	0	1	3	4	0	0	0	16

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（8月、9月、3月）

団体貸出の状況（令和3年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用人数	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	4
貸出点数	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	14	0	39

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（8月、9月、3月）

(8) 心配ごと相談事業

相談員が日常生活のあらゆる相談を受け、適切な助言・援助を行う。

心配ごと相談の状況（令和3年度）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開設日数	2	1	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	22
相談員出席数	4	2	2	4	0	0	2	1	3	3	3	3	27
相談者数	4	2	3	1	1	3	2	2	2	0	1	4	25

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため事務局で対応（8月、9月）

(9) ふれあいネットワーク

8 中学校区ごとに地域ケアコーディネーターを配置し、地域福祉の担い手と相互の連携を図り、相談受付からサービスの必要性の検討と提供を一元的に実施する。

ア ケース検討

(令和3年度)

No.	区 分	スクラムネット	ふれあい調整会議	計
1	介護保険給付対象者	32	11	43
2	ひとり暮らし高齢者	16	7	23
3	その他要援護高齢者	23	9	32
4	身体障害者	0	0	0
5	知的障害者	4	0	4
6	精神障害者	15	2	17
7	難病患者	0	0	0
8	子育て親等	10	5	15
9	終末期患者	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0
11	ひきこもり	6	1	7
12	その他	6	2	8
	計	112	37	149

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（5月下旬、8月、9月、1月下旬）  
2月、3月は書面開催

## イ ふれあい調整会議（2カ月に1回開催）

中学校区ごとに支援を必要とする全ての住民やその家族に対し、医師、看護師、保健師、民生委員児童委員、各種相談員が専門的な立場から支援の方向性を検討する。（令和3年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	2	0	0	1	0	1	5	2	11
2	ひとり暮らし高齢者	0	3	2	0	1	0	1	0	7
3	その他要援護高齢者	0	3	1	0	4	1	0	0	9
4	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	知的障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	精神障害者	0	0	0	0	1	0	0	1	2
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	0	1	4	0	0	0	0	5
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	0	1	0	0	0	0	0	1
12	その他	0	0	0	0	0	0	2	0	2
	計	2	6	5	5	6	2	8	3	37

## ウ スクラムネット（1カ月に1回の定例会議と必要に応じた会議を随時開催）

中学校区ごとに支援を必要とする全ての住民やその家族に対し、福祉事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会などが実務者レベルで支援を検討する。（令和3年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	7	0	0	1	0	4	8	12	32
2	ひとり暮らし高齢者	2	6	4	0	4	0	0	0	16
3	その他要援護高齢者	2	10	4	0	6	1	0	0	23
4	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	知的障害者	0	0	0	0	1	0	0	3	4
6	精神障害者	0	0	7	0	0	0	4	4	15
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	0	0	10	0	0	0	0	10
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	0	1	0	0	3	0	2	6
12	その他	0	0	0	0	2	0	4	0	6
	計	11	16	16	11	13	8	16	21	112

## エ ケアサポート会議（随時開催）

ふれあい調整会議やスクラムネットでの結果を踏まえ、各種サービスを提供し支援するメンバーでサービスを検討する。（令和3年度）

No.	区 分	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和地区	新治地区	計
1	介護保険給付対象者	0	0	0	0	0	0	3	1	4
2	ひとり暮らし高齢者	0	0	0	0	1	0	0	0	1
3	その他要援護高齢者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	身体障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	知的障害者	1	0	0	0	1	0	0	0	2
6	精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	1	1
7	難病患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	子育て親等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	終末期患者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	D V 被害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	ひきこもり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	2	0	3	2	8

(10) 生活支援体制整備事業

地域全体で高齢者等の生活を支える体制づくりを推進するため、情報共有・連携強化の場として協議体を設置し、話し合いの場を設け、地域住民が主体となる生活介護や介護予防サービスの充実を図る。

第1層協議体会議

ア 第1回

- 期 日 11月19日
- 場 所 総合福祉会館
- 内 容 (1) 第2層協議体の状況について  
(2) 第1層協議体の役割について

イ 第2回

- 期 日 3月3日
- 場 所 総合福祉会館
- 内 容 (1) 第2層協議体の状況について  
(2) 第1層協議体の活動について

第2層協議体会議

ア 目的

生活圏域（各中学校区）の中で、住民が抱える生活課題を抽出し、その課題に向けて協議する。

イ 協議体会議の開催

	項目	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
1中地区	期日	5月	7月15日	9月	11月18日	1月20日	3月			
	出席	※	21人	※	10人	10人	※			
	場所	1中地区公民館								
2中地区	期日	5月19日	7月14日	9月	11月17日	1月12日	3月			
	出席	10人	8人	※	8人	8人	※			
	場所	2中地区公民館								
3中地区	期日	4月22日	6月24日	8月	10月28日	12月23日	2月			
	出席	11人	14人	※	14人	15人	※			
	場所	3中地区公民館								
4中地区	期日	4月16日	6月18日	8月	10月15日	12月17日	2月			
	出席	16人	19人	※	17人	19人	※			
	場所	4中地区公民館								
5中地区	期日	4月21日	6月16日	8月	10月20日	12月15日	2月			
	出席	11人	13人	※	10人	9人	※			
	場所	5中地区公民館								
6中地区	期日	4月18日	5月16日	6月20日	7月18日	11月21日	12月19日	1月16日	2月27日	3月27日
	出席	8人	8人	6人	6人	6人	6人	6人	11人	7人
	場所	6中地区公民館								
都和地区	期日	4月27日	6月22日	8月	10月26日	12月21日	2月			
	出席	14人	9人	※	9人	6人	※			
	場所	都和地区公民館								
新治地区	期日	5月	7月29日	9月	11月25日	1月	3月			
	出席	※	12人	※	12人	※	※			
	場所	新治地区公民館								

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## (11) 地域力強化推進事業

地域において複雑・多様化する生活課題（困りごと）を、地域住民で発見し、「我が事」のように捉え情報を共有し、話し合い、解決に向けた仕組みづくりを推進する。

### (1) 広報啓発

- ア つちうら社協だよりへの掲載
- イ 社協ホームページへの掲載

### (2) 相談及び会議

- ア ふれあいネットワークでの相談件数 19,444件
- イ ケース検討会議・情報共有 8中学校区 123回開催 149件

## (12) 多機関の協働による包括支援体制構築事業

福祉ニーズが複雑・多様化してきている中、複合的なケースや相談に対して、各相談機関が連携できるよう、相談者を「丸ごと」支援できる体制づくりを推進する。

- (1) 会議の開催 8中学校区 27回開催 37件

### (2) 連携

- ア ふれあいネットワークを活かした各相談機関との連携。
- イ 他業種の関係者との意見交換や情報共有。

(13) 児童福祉対策事業

ア 福祉ふれあい体験

小学生やその保護者を対象とし、福祉に係る現場体験や見学を通して、福祉への関心を深めることを目的とする。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

イ 子ども食堂（令和3年度）

地域の子どもたちへ食事を提供し、家庭的な雰囲気のもと安心して過ごせる居場所を提供することにより、子どもたち同士やボランティア、地域住民などとの交流の機会を作ること

を目的とする。

○開催日時 毎月第4土曜日 11時半～13時

区 分	期 日	会 場	こども(人)	おとな(人)	ボランティア(人)	合 計(人)
第40回	4月24日	一中地区公民館	23	26	14	63
第41回	5月22日	〃	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
第42回	6月26日	〃	27	35	10	72
第43回	7月24日	〃	19	49	15	83
第44回	8月21日	〃	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
第45回	9月25日	〃	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
第46回	10月23日	〃	21	37	12	70
第47回	11月27日	〃	18	23	13	54
第48回	12月25日	〃	30	28	14	72
第49回	1月22日	〃	24	33	3	60
第50回	2月26日	〃	35	30	2	67
第51回	3月26日	〃	32	54	14	100
合 計			229	315	97	641

※1月～3月は、弁当持ち帰り。

ウ 福祉副読本の作成および配布

福祉に関する副読本を総合的な学習の時間などで活用することにより、福祉についての興味や関心を引き出すことを目的とする。

幼少期から人の気持ちを理解し、互いに支え合うことの大切さを学び、地域を支えていく大人になってもらえるよう、将来の福祉人材の育成を目的に小学生向け福祉冊子を作成する。

○1,130部（市内5年生へ配布）

(14) 介護相談員派遣事業

介護相談員が、介護サービス利用者（施設）を訪問し、利用者の疑問や不満、不安を傾聴し、サービス提供事業者や行政に橋渡しを行い、介護サービスの質的向上を図る

ア 介護相談員定例会の開催

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## イ 介護相談三者会議の開催

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## ウ 介護相談員活動の状況

○介護相談員の活動状況（令和3年度）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

## (15) 住民参加型在宅福祉サービス

### 【友愛サービス】

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざして、会員制による家事援助サービスを提供。一般市民が協力会員となり、支援が必要な高齢者・障害者世帯などの利用会員へ、サービスを提供する住民主体の相互支援を行う。

○サービス内容：食事の支度・買い物・部屋の掃除・洗濯・通院介助・話し相手など

○費用

- ・年会費：利用会員 1,000円 協会会員 500円
- ・利用料：午前9時～午後5時 1時間 600円  
上記時間以外 1時間 800円

### 活動実績（令和3年度）

月	利用会員 登録数	協力会員 登録数	利用時間	利用料金(円)	時間預託			現金精算			利用券 売上(円)
				(奉仕料)	人数	時間	金額(円)	人数	時間	金額(円)	
4	16	18	38.5	23,600	0	0	0	8	38.5	23,600	69,000
5	1	3	63.5	38,500	0	0	0	12	63.5	38,500	48,600
6	0	2	62.5	37,900	0	0	0	12	62.5	37,900	44,400
7	1	1	74.5	44,700	0	0	0	9	74.5	44,700	28,200
8	1	2	64.5	39,600	0	0	0	11	64.5	39,600	73,600
9	2	0	78	46,800	0	0	0	9	78	46,800	63,000
10	0	0	76.5	46,400	0	0	0	11	76.5	46,400	18,900
11	1	1	68	40,800	0	0	0	11	68	40,800	71,100
12	1	1	42.5	26,300	0	0	0	9	42.5	26,300	60,600
1	0	1	76	45,600	0	0	0	11	76	45,600	38,500
2	2	0	75	45,400	0	0	0	12	75	45,400	43,900
3	0	0	210	129,100	0	0	0	19	210	129,100	37,200
計	25	29	929.5	564,700	0	0	0	134	929.5	564,700	597,000

【ファミリーサポートセンター】

協会員により、保育や送迎、産前産後の家事援助、病後児保育といった子育ての支援を行う。

○サービス内容：産前産後の家事援助・子どもの預かり・保育施設への送迎・病後児預かりなど

○費用

- ・年会費：1,000円
- ・利用料：午前9時～午後5時      30分 300円  
   上記時間以外      30分 400円

活動実績（令和3年度）

活 動 内 容	活動件数
①保育施設の保育開始時や保育修了後の子どもの預かり	129 件
②保育施設までの送迎	305 件
③放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	101 件
④学校の放課後の子どもの預かり	39 件
⑤冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	0 件
⑥買い物等外出の際の子どもの預かり	86 件
⑦病後児預かり	0 件
⑧その他	94 件
・産前・産後の家事援助	( 0 件)
・学校からおけいこ場までの送り	( 94 件)
合 計 活 動 件 数	754 件

○ファミリー・サポートセンター利用支援拡充事業

児童扶養手当所得制限限度額以下のひとり親（父子・母子）世帯又は児童が3人以上いる多子世帯に利用料の2分の1を助成。

- ・対象世帯（令和3年度）    4世帯

**(16) 日常生活自立支援事業**

認知症の高齢者や知的または精神的に障害がある方など、判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理援助及び書類等の預かりサービスなどを行い、日常生活が送れるように専門員が相談を受け、支援計画を立て、契約までの支援を行う。

- (1) 契約者数             30人
- (2) 生活支援員数      15人
- (3) 専門員数            2人

**(17) 成年後見センターつちうら事業**

成年後見制度に関する相談及び申立の援助、法人後見業務を行う。

(1) 事業運営委員会

第1回

- 開催日            6月9日
- 会場              総合福祉会館
- 協議内容        ・令和2年度成年後見センターつちうら活動報告について  
                           ・令和3年度成年後見センターつちうら活動計画（案）について

第2回

- 開催日            12月23日    ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面で開催
- 会場              総合福祉会館
- 協議内容        ・令和3年度成年後見センターつちうら上半期活動報告について  
                           ・その他



- (2) 相談件数 111件
- (3) 広報啓発活動
  - 出前講座 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

- (4) 法人後見受任事業
  - ア 法人後見受任審査会
    - 開催なし

イ 法人後見受任件数 2件

- (5) 市民後見人に関すること
  - ア 市民後見人講演会
    - ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

- イ 市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修
  - 集合研修
    - 開催日 12月24日
    - 会場 総合福社会館
    - 出席人数 6人
    - 内容 民法改正による成年年齢の引き下げについて
    - 講師 つくばあすなろ法律事務所 弁護士 前澤優也氏

## (18) 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者からの相談に応じて、就労支援その他の自立に関する問題に必要な情報の提供及び助言を行う。

### (1) 相談状況（令和3年度）

区分	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規相談受付数		127	99	104	89	129	89	84	71	58	55	75	80	1,060
プラン作成件数		12	18	14	16	21	15	12	13	17	7	4	6	155
就労支援対象者数		12	18	14	16	21	15	13	14	17	7	3	5	155
延べ相談件数		1,118	1,108	1,326	1,056	1,162	983	904	814	600	477	509	583	10,640

### (2) 支援調整会議の開催（月1回開催）

支援内容を計画化したプランが適切なものであるか、行政及び関係機関が合議体形式で検討する。

- 開催日 毎月1回開催
- 協議事項 支援計画（プラン）について
- プラン件数 新規 55件 再 115件

(19) 高齢者の生きがいと健康づくり事業

ア 健康づくり

○健康相談

老人福祉センター「湖畔荘」、「うらら」、「つわぶき」において、各施設隔月1回、定期的に健康相談を行い健康管理に寄与する。

○高齢者スポーツ大会の開催 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

○高齢者ゲートボール大会の開催

イ 生きがいづくり

○趣味クラブ・生きがい教室

高齢者が長年培ってきた技術や生活の知恵の伝承及び趣味活動の推進により生きがいと創造性を高めることを目的とする。

詩吟クラブ 民謡クラブ 囲碁クラブ 書道クラブ  
 茶道クラブ 民舞クラブ 将棋クラブ 謡曲クラブ  
 陶芸クラブ 陶芸教室 編みもの教室

○高齢者芸能発表会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

単位高齢者クラブ・趣味クラブ・生きがい教室の会員による民謡・民舞・詩吟・踊り・カラオケなどの発表会を開催する。

○高齢者作品展示即売会 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

単位高齢者クラブ・趣味クラブ・生きがい教室の会員による陶芸などの作品展示即売会を開催する。

○高齢者囲碁・将棋大会

単位高齢者クラブ・趣味クラブの会員による囲碁・将棋大会を開催する。

○アクティブシニア教室

シルバー世代や高齢者を対象に、新しい趣味を学びながら、健康づくりと仲間づくりを推進し、市民の健康長寿に資することを目的とする。

(令和3年度)

内 容	期 日	開催日数	場 所	延べ受講者数
生き活きシナプス体操教室	5月20日～3月17日	15	二中地区公民館	91

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6回中止

ウ 高齢者クラブ指導育成

教養の向上、健康の増進、社会奉仕、地域社会との交流やレクリエーション活動を行い、活動の育成を図る。

土浦市高齢者クラブ連合会の概要 (令和4年3月31日現在)

・クラブ数 89クラブ ・会員数 3,192名

重点事業 (令和3年度)

- ア クラブ活動の活性化運動の推進及び会員加入の促進
- イ 「健康・友愛・奉仕」運動の推進
- ウ 健康の維持・向上、生きがいづくり、介護予防活動の推進
- エ 高齢者の暮らしの安全・安心に資する活動の推進
- オ 連合会の定例業務の円滑な運営と活力ある連合会の組織運営

(20) 愛の定期便事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に対して、乳製品飲料等を配布しながら孤独感の解消及び安否の確認を図る。

※介護保険サービスを含む福祉サービスを週2回以上利用しているなど、安否確認についての環境的条件が満たされていると思われる者は除く。

地区 月別	一中 (人)	二中 (人)	三中 (人)	四中 (人)	五中 (人)	六中 (人)	都和 (人)	新治 (人)	合計 (人)	本数 (本)	金額(円)	新規	中止	登録	延べ 配布 日数
4月	14	13	15	30	17	33	23	3	148	2,205	175,329	1	2	154	21
5月	12	13	15	28	18	31	25	3	145	1,885	150,086	1	1	154	18
6月	12	13	15	27	18	32	24	3	144	2,192	174,822	2	5	151	22
7月	12	12	16	27	18	31	26	3	145	2,040	162,680	2	0	153	20
8月	13	13	18	29	18	31	26	3	151	1,963	156,626	4	1	156	21
9月	13	13	19	29	18	29	26	3	150	2,059	164,112	0	3	153	20
10月	12	12	19	29	18	31	26	3	150	2,135	170,180	2	5	150	21
11月	10	12	19	29	16	31	28	3	148	2,111	168,360	2	2	150	20
12月	10	11	19	30	17	32	26	3	148	2,053	163,987	2	1	151	20
1月	11	12	18	29	18	31	25	3	147	1,864	148,936	1	2	150	19
2月	11	12	17	28	16	30	28	3	145	1,856	148,152	1	4	147	18
3月	12	11	19	28	16	31	26	3	146	2,207	176,446	4	0	151	22
合計	142	147	209	343	208	373	309	36	1,767	24,570	1,959,716	22	26	1,820	242

(21) 支部活動

8中学校区に社協支部を設置して専任職員（地域コーディネーター）を配置し、地域住民や関係団体との連携・協働により「ふれあいネットワーク（土浦型地域包括ケアシステム）」をはじめ地域福祉の増進に向けた事業を行う。

ア 宅配型食事サービス事業（令和3年度）

地 区	対象者数	ボランティア数	延配食数
一 中 地 区	28	33	649
二 中 地 区	20	35	337
三 中 地 区	32	34	596
四 中 地 区	41	50	1,030
五 中 地 区	31	27	554
六 中 地 区	24	26	407
都 和 地 区	20	28	332
新 治 地 区	23	44	375
計	219	277	4,280

イ 会食型食事サービス事業（令和3年度）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全地区中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

○一中地区

- ・期日 6月、12月、3月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 158人
- ・内容 弁当とマスクの配付
- ・協力 一中地区民生委員児童委員協議会・たまき会・七草の会

○二中地区

- ・期日 6月、7月、10月、11月、12月、1月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 188人
- ・内容 弁当の配付
- ・協力 二中地区民生委員児童委員協議会・ふたば会

○三中地区

- ・期日 12月、1月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 200人
- ・内容 弁当と感染予防対策用品の配付
- ・協力 三中地区民生委員児童委員協議会・コスモスの会

○四中地区

- ・期日 12月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・内容 感染予防対策チラシ、体操指導チラシ、菓子類の配付
- ・協力 四中地区民生委員児童委員協議会

○五中地区

(1) 小地域お楽しみ会

- ・期日 7月 ※10月、11月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 12人
- ・内容 レクリエーションと弁当の配付
- ・協力 五中地区民生委員児童委員協議会・かすみ会

(2) 見守り支援事業

- ・期日 12月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 60人
- ・内容 ウイルス対策衛生セットの配付
- ・協力 五中地区民生委員児童委員協議会

○六中地区

- ・期日 12月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 116人
- ・内容 弁当の配付
- ・協力 六中地区民生委員児童委員協議会・七草の会

○都和地区

- ・期日 6月、7月 ※9月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 22人
- ・内容 小地域お楽しみ会（レクリエーションと弁当の配付）
- ・協力 都和地区民生委員児童委員協議会・よつわの会

○新治地区

(1) 第1回見守り支援事業

- ・期日 9月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 81人
- ・内容 特産品の配付
- ・協力 新治地区民生委員児童委員協議会

(2) 第2回見守り支援事業

- ・期日 3月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 92人
- ・内容 茶菓子の配付
- ・協力 新治地区民生委員児童委員協議会・新治地区市民委員会福祉部

ウ ひとり暮らし高齢者交流会（令和3年度）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全地区中止

なお、ひとり暮らし高齢者見守り支援のため、下記の代替事業を実施した。

○一中地区

- ・期日 10月、11月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 145人
- ・内容 弁当と感染対策グッズの配付
- ・協力 一中地区民生委員児童委員協議会

○二中地区

- ・期日 2月、3月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 340人
- ・内容 感染対策グッズの配付
- ・協力 二中地区民生委員児童委員協議会

○三中地区 ※会食型食事サービス代替事業と合わせて実施

○四中地区 ※会食型食事サービス代替事業と合わせて実施

○五中地区

- ・期日 3月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 80人
- ・内容 安心お出かけセットの配付
- ・協力 五中地区民生委員児童委員協議会

○六中地区

- ・期日 2月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 155人
- ・内容 弁当の配付
- ・協力 六中地区民生委員児童委員協議会

○都和地区

- ・期日 1月
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし高齢者 220人
- ・内容 ウイルス感染予防セットの配付
- ・協力 都和地区民生委員児童委員協議会

○新治地区 ※会食型食事サービス代替事業と合わせて実施

## エ 児童福祉体験講座（令和3年度）

地 区	期 日	場 所	参加人数	内 容
一中地区	11月25日	土浦小	93	車いす・インスタントシニア
	12月 8日			手話
	12月 9日			視覚障害者講話
二中地区	6月24日	真鍋小	121	車いす
三中地区	10月 5日	荒川沖小	48	車いす・インスタントシニア
	1月13日	中村小	51	車いす
	3月11日	乙戸小	55	車いす
四中地区	6月16日	土浦第二小	69	車いす
	6月23日			手話
	11月24日	下高津小	103	手話
	12月 9日			車いす・インスタントシニア
五中地区	2月 3日	上大津東小	-	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	2月 4日			

保福  
健社

## オ インスタントシニア体験講座（令和3年度）

地 区	期 日	場 所	参加人数	対 象 者
一中地区	10月 7日	アール医療福祉専門学校	43	看護学科1年生
	10月19日	アール医療福祉専門学校	42	看護学科2年生
二中地区	12月15日	つくば国際大学	86	看護学科2年生
四中地区	6月 7日	JR バス関東㈱	10	社員
	6月28日		10	
	10月12日		8	
	11月 9日		4	
	12月 9日		8	
	1月25日		5	
	2月 2日		4	

## カ ふれあい・いきいきサロン事業（令和3年度）

	地区	サロン名	地区名	実施場所	主な活動内容
1	一 中	いきいきサロン大手町	大手町	公民館	健康体操・出前講座・小旅行・町内行事参加等
2		生田町ふれあいいきいきサロン	生田町	公民館	グランドゴルフ・出前講座・餅つき大会・野外研修・子供会に参加等
3	二 中	にこにこサロン東台	木田余東台	ワークヒル	お花見会・野外研修・クリスマス会・出前講座等
4		いきいきサロンさくらんぼ	真鍋二丁目	公民館	出前講座・お茶会・クリスマス会・会食等
5		東都和ふれあいいきいきサロン	東都和	公民館	俳句会・シルバーハビリ体操・小旅行・餅つき大会・卓球会(子供の参加あり)等
6		ぺんぎんくらぶ	二中地区	公民館	リズム遊び・読み聞かせ・季節の行事等
7		なごやか・サロン	若松町	公民館	茶会・シルバーハビリ体操・輪投げ(子供の参加あり)・コーラス等
8		真鍋四丁目いきいき健康教室	真鍋四丁目	公民館	シルバーハビリ体操・カラオケ・野外研修
9		真鍋五丁目ふれあいいきいきサロン	真鍋五丁目	公民館	シルバーハビリ体操・出前講座・野外研修・町内行事参加・育成会との交流
10	三 中	いきいきサロンめだか	中村6区	公民館	絵手紙・手芸・野外研修・健康体操等
11		西根南一丁目カラオケサロン会	西根南一丁目	公民館	カラオケとお茶会・食事会
12		竹寿カラオケ会	西根南二丁目	公民館	カラオケとお茶会
13		西南3イキイキサロン	西根南三丁目	公民館	花壇づくり・いきいきヘルス体操・夏の料理教室等
14		中村東いきいきサロン	中村東	公民館	カラオケとお茶会・体操等
15	四 中	小松ふれあいの会	小松一・二・三丁目	公民館	交通安全教室・野外研修・クリスマス会(子供との交流あり)・餅つき大会等
16		中高津いきいきサロンさつき会	中高津	公民館	折り紙講座・野外研修・出前講座・三世代交流会・生かがい健康づくり体操等
17		ひまわり文庫	下高津	代表者宅	絵本の読み聞かせ・手遊び・わらべうた・本の貸出・絵本の勉強会・子育ての話し合い等
18		国分友の会	国分町	公民館	お茶会・シルバーハビリ体操・町内行事参加
19	五 中	ふれあい・いきいきサロン伍楽	神立中央五丁目	公民館	鑑賞会・シルバーハビリ体操・手工芸等
20		「住み心地の良い」まちづくりサロン	神立中央三丁目	公民館	吹き矢・輪投げ・ダーツ・シャッフルボード・グラウンドゴルフ
21		チームおおつ野	おおつ野	公民館	お茶会・おやこヨガ・オセロ
22	六 中	いきいきふれあいサロン新町	まりやま新町	公民館	手芸・囲碁・将棋・健康麻雀・卓球・出前講座・料理教室等
23		いこい	鳥山一・二丁目	公民館	体操・ギター演奏・折り紙・ハーモニカと歌・お茶会等
24		いきいきサロンなでしこ	右糺二区	公民館	会食会・健康講座・お茶会・三世代交流
25		ときわサロン	右糺四区	公民館	踊り・手芸・卓球・カラオケ等
26		まりやま団地ふれあいサロン	まりやま団地	公民館	卓球・お茶会・吹き矢・カラオケ・DVD鑑賞
27		霞ヶ岡いきいきサロン	霞ヶ岡町	公民館	グランドゴルフ・カラオケ・シルバーハビリ体操
28	都 和 中	都和の里	都和一・四丁目	公民館	シルバーハビリ体操・お茶会・カラオケ・花壇の花植え・出前講座等
29		中都サロン	中都一・二・三丁目	公民館	花壇の手入れ・出前講座・お茶会等
30		常名健康カラオケ	常名町	公民館	カラオケ
31	新 治 中	藤沢団地いきいきサロン	藤沢団地	公民館	手芸・野外研修・出前講座等・ラジオ体操(子供の参加あり)等
32		サロン桃園	桃園	公民館	グランドゴルフ・お茶会・町内行事参加等

## キ 広報啓発活動

「社協だより」による広報啓発

## (22) 共同募金の状況（令和3年度）

地域福祉を充実させる事業を展開していくため、計画募金を行う。

### ア 一般募金

目標額（円）	実績額（円）	達成率
12,451,000	12,988,136	104.3%

募金の内容

区 分	金 額 (円)
戸 別 募 金	9,919,370
街 頭 募 金	15,675
法 人 募 金	469,345
学 校 募 金	684,645
職 域 募 金	827,319
団 体 募 金	286,973
個 人 募 金	37,824
一 円 玉 募 金	58,363
カ ー ド 募 金	180,000
パ ッ チ 募 金	154,700
自 販 機 募 金	52,352
期 間 外 募 金	301,570
合 計	12,988,136

(茨城県共同募金会へ送金)

イ 歳末たすけあい募金 (令和3年度)

目標額 (円)	実績額 (円)	達成率
8,500,000	8,484,853	99.8%

募金の内容

区 分	金 額 (円)
戸 別 募 金	7,728,453
団 体 募 金	70,000
個 人 募 金	68,400
期 間 外 募 金	618,000
合 計	8,484,853

保福  
健社

配分の状況 (令和3年度)

区 分	対 象 数	金 額 (円)
ひとり暮らし高齢者世帯	346	3,396,000
寝たきり高齢者世帯	2	20,000
認知症高齢者世帯	3	29,000
高齢者のみの世帯	39	389,000
高齢者と虚弱者等のみの世帯	9	87,000
母子世帯	66	647,000
父子世帯	0	0
交通遺児世帯	1	9,000
重症心身障害児(者)世帯	52	505,000
要保護世帯	10	90,000
準要保護(6年生)児童	102	1,224,000
歳末たすけあい運動期間中で、地域福祉を高める活動を行う施設・福祉団体等の福祉事業	13施設・団体	824,765
歳末おせち配付事業(在宅福祉事業)		382,427
計	630世帯 13施設・団体	7,603,192



その他

区 分	金 額 (円)
事業に対する事務費	418,266
次年度配分資金（茨城県共同募金会へ送金）	4,289,189
計	4,707,455

(23) 訪問介護事業

ア 介護保険事業

日常生活が困難な要支援要介護状態の方へホームヘルパーを派遣し、その方自身の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄などの身体介護や、洗濯・掃除などの生活援助のホームヘルプサービスを提供することにより、生活の質の向上を図る。

(令和3年度)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計		
実利用者数	総合事業	24	25	24	23	24	24	22	22	20	18	15	265		
	介護保険	28	26	28	28	28	28	29	29	27	25	23	324		
	実利用者数計	52	51	52	51	52	52	53	51	49	45	38	589		
訪問回数	介護保険	身体	61	57	64	66	56	68	67	62	69	57	54	65	746
		生活	151	156	171	175	174	173	169	173	153	143	130	139	1,907
		身+生	40	37	30	37	37	31	32	32	29	28	26	25	384
		回数計	252	250	265	278	267	272	268	267	251	228	210	229	3,037
訪問回数	総合事業	I	73	64	80	62	70	71	70	64	59	55	40	41	749
		II	50	42	45	47	53	45	48	47	46	37	35	39	534
		III	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		回数計	123	106	125	109	123	116	118	111	105	92	75	80	1,283

イ 障害福祉サービス事業

日常生活が困難な障害者（児）の方へホームヘルパーを派遣し、その方自身の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄などの身体介護や、家事・掃除などの家事援助、視覚障害者の外出介護等ホームヘルプサービスを提供することにより、生活の質の向上を図る。

(令和3年度)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
実利用者数	21	21	20	20	20	22	22	21	20	18	15	17	237	
訪問回数	身体介護	83	68	86	80	44	60	82	82	71	67	61	70	854
	家事援助	120	93	114	107	99	102	110	103	96	85	68	91	1,188
	通院身体	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	3
	同行援護	21	15	21	18	19	23	24	20	17	18	12	21	229
	回数計	224	176	221	205	163	186	216	206	184	170	141	182	2,274

ウ 移動支援事業（地域生活支援事業）

土浦市からの依頼により、障害者の方でホームヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会生活参加のための外出に対して移動支援のサービスを提供する。

（令和3年度）

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実利用者数	1	1	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1	9
訪問回数	1	1	1	2	1	0	1	1	0	0	1	1	10

(24) 地域包括支援センター事業

ア 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援

介護保険において要支援1・2の認定を受けた方、総合事業の対象となった方が適切な生活支援サービスを利用できるようケアマネジメントを行う。

イ 総合相談支援業務

高齢者に関する様々な相談に応じ、実態把握を行いながら課題を明確にしたうえで、適切な機関、制度、サービス等を活用し支援する。

ウ 権利擁護業務

高齢者虐待への対応を行うとともに、「高齢者虐待の防止、成年後見制度」の活用、消費者被害の防止等の啓発を行い、高齢者の権利を擁護する。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

関係機関や介護支援専門員と連携しながら、困難事例について具体的な支援方針を検討、助言、同行訪問等を行う。

（令和3年度）

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
介護予防 支援ケア プラン 請求件数	新 規	9	23	14	23	12	22	25	26	22	21	11	14	222
	(再掲)委託件数	6	13	9	13	6	8	17	18	8	13	5	11	127
	継 続	508	507	520	519	521	521	532	524	540	513	498	504	6,207
	(再掲)委託件数	300	295	301	310	229	301	296	288	282	279	274	272	3,427
	合 計	517	530	534	542	533	543	557	550	562	534	509	518	6,429
総合相談等	(再掲)委託件数	306	308	310	323	235	309	313	306	290	292	279	283	3,554
	総合相談事業	496	493	602	493	547	450	537	672	837	680	555	739	7,101
	権利擁護事業	49	29	47	29	37	32	20	46	50	42	28	23	432
	包括的継続的ケアマネジメント支援業務	35	25	27	16	23	12	16	53	69	42	45	58	421
合 計	580	547	676	538	607	494	573	771	956	764	628	820	7,954	

オ 土浦市認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる方や認知症の方、及びその家族を訪問し、おおむね6ヶ月を目安に、支援チームがアセスメントや家族支援等の初期にお支援を包括的、集中的に行い、適切な介護サービスや医療機関につなげる。

（令和3年度）

月 別		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
認 知 症 初期集中 支援事業	新規事例数	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	6
	終了事例数	4	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	9
	継続中の事例	1	1	1	1	2	2	3	3	4	3	2	2	25
	合 計	5	1	1	2	2	3	4	5	5	5	4	3	40

(25) 福祉バスの管理運行事業

研修等を目的とする福祉団体等の活動を支援するため、福祉バスの運行を提供する。

(令和2年度)

区分 月	件数	日 帰 り		宿 泊	延べ稼働台数	延べ人数
		市 内	市 外			
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	1	0	1	0	1	10
7	2	2	0	0	2	19
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	1	0	1	0	1	14
11	11	0	11	0	11	231
12	4	0	4	0	4	70
1	1	0	1	0	1	13
2	0	0	0	0	0	0
3	1	0	1	0	1	14
計	21	2	19	0	21	371

(26) 障害者相談支援事業

ア 基幹相談支援センター・委託相談支援事業所

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。

また、地域の障害相談の中核的役割を担う機関として、地域課題の抽出や、地域の相談支援体制の強化を図る。

相談件数 (令和3年度)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
相談件数	77	68	66	70	38	55	84	43	47	65	84	96	793

イ 障害者虐待防止センターの運営

障害者への虐待を未然に防ぐため、障害者への虐待に関する情報や相談を24時間365日受付し、関係機関と連携し、支援を行う。

相談件数 (令和3年度)

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	小計	計
電話及び 窓口受付 時間帯 (件数)	8:30～ 17:15	1	1	3	0	0	1	1	0	0	2	1	1	11	18
	17:15～ 8:30	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	
その他 (専用電話及び受付)		0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	3	
計		1	4	3	0	0	2	2	0	0	2	2	2	18	
虐待区 分	身体	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	7
	性的	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	心理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ネグレクト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	経済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	虐待なし	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
その他	一般相談	0	3	2	0	0	1	1	0	0	0	1	1	11	11

## 8 シルバー人材センター

目 的 定年退職後等において臨時的、短期的な就業又は厚生労働大臣の定めるその他の軽易な事務に係るものを通じて自己の労働能力を活用し自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者が就業できる機会を斡旋するための事業である。

会 員 概ね60歳以上の健康で就業意欲のある者

- 事 業
- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
  - (2)         ”                         相談及び調査研究
  - (3) 高齢者の就業に関する相談
  - (4) 臨時的、短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供
  - (5) 高齢者に対し臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に関する必要な知識及び、技能の付与を目的とした講習等の実施
  - (6) 高年齢退職者のための有料職業紹介事業の実施

### 地区別会員数

(令和4年3月31日)

	一中地区	二中地区	三中地区	四中地区	五中地区	六中地区	都和中地区	新治中地区	計
男	60	30	73	74	33	42	28	20	360
女	22	12	17	23	17	13	19	7	130
計	82	42	90	97	50	55	47	27	490

※平均年齢74.2歳(男74.5歳 女73.3歳)

### 事業実績

(令和3年度)

仕事の 受託件数	就 業 実 人 員	就 業 延 人 員	契 約 金 額			
			事 務 費	材 料 費	配 分 金	計
2,254	321	29,530	15,324,870	8,325,592	144,192,707	167,843,169

保福  
健社

## 9 社会福祉施設及び介護保健関連施設一覧

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
1	荒川沖保育所	荒川沖西 2-10-11	児童福祉	保育所	土浦市	S27.4.20	841-0037	90
2	霞ヶ岡保育所	霞ヶ岡町 13-20	児童福祉	保育所	土浦市	S29.6.29	821-1890	90
3	東崎保育所	東崎町 4-7	児童福祉	保育所	土浦市	S31.10.1	821-2807	120
4	天川保育所	天川 1-24-1	児童福祉	保育所	土浦市	S44.4.1	822-6172	60
5	神立保育所	神立中央 3-8-22	児童福祉	保育所	土浦市	S53.4.1	831-8464	120
6	土浦愛隣会保育所	右舩 1681	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S25.12.1	841-6439	120
7	めぐみ保育園	烏山 5-2263-8	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S48.6.1	841-2838	90
8	白鳥保育園	白鳥町 1096-4	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S51.4.1	831-2590	120
9	エンゼル・ゆめ保育園	真鍋 2-10-23	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S51.8.1	822-1863	90
10	つくば国際保育園	真鍋新町 8-16	児童福祉	保育所	学校法人	H13.4.1	823-7404	100
11	中央保育園	神立中央 1-10-21	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H15.3.31	830-1284	70
12	高岡保育園	高岡 2303-4	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S30.5.1	862-4666	70
13	藤沢保育園	藤沢 1746	児童福祉	保育所	社会福祉法人	S49.5.1	862-2600	70
14	白帆保育園	蓮河原新町 8-30	児童福祉	保育所	学校法人	H18.4.1	823-3070	110
15	あおぞら保育園	上高津 1800-1	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H19.4.1	869-7490	80
16	愛(かな)保育園	中村南 1-14-11	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H20.4.1	843-6877	30
17	童話館保育園	東真鍋町 9-28	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H20.4.1	824-1323	70
18	ともっこ保育園	真鍋 3-7-18	児童福祉	保育所	社会福祉法人	H29.4.1	846-1213	80
19	中村白百合ナーサリー	西根南 3-4-46	児童福祉	保育所	学校法人	H30.4.1	842-6253	60
20	都和保育園	並木 2-8-4	児童福祉	保育所	学校法人	H31.4.1	822-8053	120
21	桜川保育園	田中 3-4-5	児童福祉	保育所	社会福祉法人	R2.4.1	821-8341	90
22	新生めぐみ保育園	中村南 1-24-1	児童福祉	保育所	社会福祉法人	R3.4.1	841-0575	90
23	もみじこども園	富士崎 2-1-46	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	846-2645	205
24	もみじ第二こども園	若松町 1-73	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	822-5987	135
25	まなべすみれ幼稚園	東真鍋町 22-11	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	824-3522	220
26	エンゼルススポーツ幼稚園	烏山 5-2039	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	897-3331	110
27	土浦聖母幼稚園	大町 9-6	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	823-1460	140
28	中央幼稚園	神立中央 2-1-18	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	831-2103	300
29	土浦みどり幼稚園	並木 4-1-36	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	822-7090	175
30	あおば台幼稚園	右舩 2755	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	842-6311	200
31	ひたち学院幼稚園	乙戸 1029-1	児童福祉	認定こども園	学校法人	H27.4.1	842-7107	180
32	新学幼稚園	手野町 4524	児童福祉	認定こども園	学校法人	H29.4.1	828-1905	205
33	白帆幼稚園	蓮河原新町 11-35	児童福祉	認定こども園	学校法人	R4.4.1	823-2695	105
34	キッズマアム	板谷 7-626-11	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H27.6.7	896-5508	12
35	どんぐり保育園	神立中央 5-11-50	児童福祉	地域型保育施設	医療法人社団	H27.6.1	832-5414	60
36	キッズランドなないろ	大町 11-41 なないろビル	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H27.9.1	875-3651	19
37	キッズルームやまもと	西根南 2-1-29	児童福祉	地域型保育施設	一般社団法人	H27.9.1	842-5732	19
38	サンルーナ託児所	おおつ野 2-1-1	児童福祉	地域型保育施設	社会福祉法人	H28.10.1	846-3607	12
39	はっぴー文京園	文京町 4-8	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H28.12.1	826-2881	19
40	はっぴー神立園	神立町 3721-1	児童福祉	地域型保育施設	株式会社	H29.1.1	832-5881	19
41	キッズハウスうみの森	右舩 2340-28	児童福祉	地域型保育施設	一般社団法人	H30.4.1	804-0950	12
42	都和児童館	板谷 2-712-9	児童福祉	児童館	土浦市	S41.4.23	832-3112	
43	新治児童館	本郷 347-1	児童福祉	児童館	土浦市	S57.4.1	862-4403	
44	ポプラ児童館	烏山 2-530-394	児童福祉	児童館	土浦市	H17.5.3	841-3212	
45	茨城県道心園東ホーム	並木 3-18-5	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	S24.4.1	821-2575	35

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	取 容 人 数
46	茨城県道心園西ホーム	並木 3-18-5	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H20.3.31	821-2575	50
47	窓愛園	殿里町 20	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	S27.4.1	821-0392	56
48	ハイム・フィフティ(窓愛園)	中村南 2-9-7	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H13.10.1	821-0392	6
49	シクスティ(窓愛園)	殿里町 20	児童福祉	児童養護施設	社会福祉法人	H24.4.1	821-0392	6
50	トゥエンティ(窓愛園)	真鍋 3-9-5	児童福祉	児童福祉養護施設	社会福祉法人	R2.4.1	821-0392	6
51	尚恵成人寮	菅谷町 1430-1	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	H22.10.1	831-8005	
52	尚恵厚生園	神立町 1791	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	H22.10.1	831-1686	
53	障がい者支援施設 一天土浦	小山崎 631 番 13	障害者総合支援法	障害者支援施設	社会福祉法人	R1.6.1	846-2506	
54	ぼだいじゅ	神立町 1791	障害者総合支援法	グループホーム	社会福祉法人	H18.10.1	831-1686	
55	ざっきょやホーム	東埼町 6 番 29 号	障害者総合支援法	グループホーム	特定非営利活動法人	H19.4.1	825-6537	
56	グループホームはなまる	小松 1-21-5	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	H21.5.1	875-8870	
57	なでしこ	神立町 667-28	障害者総合支援法	グループホーム	社会福祉法人	H26.4.1	831-1686	
58	グループホーム オアシス	東若松町 3969	障害者総合支援法	グループホーム	医療法人	H24.4.1	821-3100	
59	グループホーム つばめ	田村町 972 番地	障害者総合支援法	グループホーム	社会福祉法人	H28.4.1	869-5500	
60	グループホームサンライフ	神立中央 1 丁目 11-43	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	H29.11.1	875-8341	
61	ファミーユ上高津新町	上高津新町 11-21	障害者総合支援法	グループホーム	一般社団法人	H30.3.1	869-8105	
62	陽なたハウス	桜町 1-1-19	障害者総合支援法	グループホーム	合同会社	R1.10.1	869-7326	
63	グループホームおひさま高津	上高津新町 11-21	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R1.12.1	090-7252-3445	
64	クララホーム下高津	下高津 1 丁目 4 番地 6 号	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R2.8.1	811-8018	
65	イツツ・ミー中村南	中村南 6-6-38 桂コーポ中村 102 号	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.4.1	811-8058	
66	みらいのたね茨城	若松町 7-11	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.4.1	875-5200	
67	かわせみホーム	並木 5 丁目 4127 番地の 1	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.8.1	090-3205-5715	
68	グループホームなつ	富士崎 2 丁目 3-2	障害者総合支援法	グループホーム	株式会社	R3.9.1	846-5263	
69	ThornCastle	荒川沖東 3 丁目 12-15	障害者総合支援法	グループホーム	一般社団法人	R2.7.1	879-8140	
70	みんなのリハビリセンター土浦	小松 2-12-6	障害者総合支援法	自立訓練(機能訓練)	株式会社	R3.12.1	896-3280	
71	きぼう	若松町 46-3	障害者総合支援法	自立訓練(生活訓練)	特定非営利活動法人	H26.1.1	896-6230	
72	はすね	田村町 972 番地	障害者総合支援法	自立訓練(生活訓練)	社会福祉法人	H28.5.1	896-5500	
73	茨城障害者雇用支援センター	真鍋新町 1 番 14 号	障害者総合支援法	就労移行支援	特定非営利活動法人	H23.4.1	827-1104	
74	おひさま	穴塚 184 番地	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	H23.10.1	895-4531	
75	たんぼぼ作業所	穴塚 1232 番地の 2	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	H25.3.1	846-4430	
76	BeeCorporation	田中 3-8-28	障害者総合支援法	就労移行支援	株式会社	H27.12.1	835-7311	
77	百笑クラブ	天川二丁目 28 番 2 号	障害者総合支援法	就労移行支援	特定非営利活動法人	H28.1.1	899-8863	
78	はすね	田中町 972 番地	障害者総合支援法	就労移行支援	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	
79	就労移行支援事業いぬのいえ WANSTEP	大畑 1440	障害者総合支援法	就労移行支援	特定非営利活動法人	H29.8.1	846-0661	
80	自立支援センター オリーブ	並木 3 丁目 3-13	障害者総合支援法	就労移行支援	一般社団法人	R4.1.1	802-0192	
81	テイクハート土浦	有明町 2-31 関鉄土浦ビル 1 6 階	障害者総合支援法	就労移行支援	一般社団法人	R4.4.1	875-6027	
82	ハイライフサポート土浦	小松 2-13-4	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H26.8.1	873-7787	
83	就労センター土浦	大手町 16 番 12 号	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	一般社団法人	H26.12.1	875-5475	
84	ワークステーション 土浦	下高津 1 丁目 5 番 8 号	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	一般社団法人	H27.4.1	899-8197	
85	ハイライフサポート神立	白鳥町字一貫砂 1106 番地 234	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H27.10.1	893-5888	
86	就労センター飯田	飯田 2127-1	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	一般社団法人	H29.2.1	886-7561	
87	就労継続支援センターほほえみ	並木 3-1-25	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H30.5.1	050-5434-9061	
88	筑紫野苑	永井 1850 番地 1	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H30.10.1	875-8766	
89	self-A・プラネット土浦大町	大町 14-14-クラフト大町ビル 2 階	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	H30.12.1	869-9696	
90	あらた土浦事業所	大和町 8-22 土浦タマキビル 4F	障害者総合支援法	就労継続支援(A型)	株式会社	R4.3.1	897-3407	

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	取 寄 人 数
91	土浦市つくしの家	上高津 1810 番地	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	土浦市	H22.4.1	823-5881	
92	にいはい園	小高 572-1	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	社会福祉法人	H23.4.1	862-5116	
93	ざっきょやくらぶ	東埼町 6 番 29 号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人	H24.9.1	825-6537	
94	自立支援センター はなまる	小松 1 丁目 21-9	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H21.9.1	886-6600	
95	おひさま	穴塚 184 番地	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H26.10.1	895-4531	
96	たんぼぼ作業所	穴塚 1232 番地の 2	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H25.3.1	846-4430	
97	就労センター土浦	大手町 16 番 12 号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	一般社団法人	H26.9.1	875-5475	
98	BeeCorporation	田中 3-8-28	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	H27.12.1	828-7311	
99	百笑クラブ	天川二丁目 28 番 2 号	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人	H28.1.1	899-8863	
100	はすね	田村町 972 番地	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	社会福祉法人	28.5.1	869-5500	
101	就労継続支援B型事業イヌモク工房WANSTEP	大畑 1440	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	特定非営利活動法人	H29.8.1	846-0661	
102	就労継続支援B型事業所クララ	川口 1 丁目 6-22	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	株式会社	R3.6.1	811-8018	
103	自立支援センター オリーブ	並木 3 丁目 3-13	障害者総合支援法	就労継続支援(B型)	一般社団法人	R4.1.1	802-0192	
104	障害者支援施設 さくら苑	神立町字前原 443-4	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H18.10.1	832-3550	
105	土浦市つくしの家	上高津 1810 番地	障害者総合支援法	生活介護	土浦市	H22.4.1	823-5881	
106	きらめき苑	神立町 3637 番地の 2	障害者総合支援法	生活介護	特定非営利活動法人	H26.11.1	831-0643	
107	コスモス	神立町 1614	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H18.10.1	831-1686	
108	尚恵成人寮	菅谷町 1430-1	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H22.10.1	831-8005	
109	土浦市障害者自立支援センター	大和町 9-2 ウララ 2 ビル 5 階	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H18.10.1	827-1123	
110	尚恵厚生園	神立町 1791	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H22.10.1	831-1686	
111	ざっきょやくらぶ	東埼町 6 番 29 号	障害者総合支援法	生活介護	特定非営利活動法人	H26.4.1	825-6537	
112	きぼう	若松町 46-3	障害者総合支援法	生活介護	特定非営利活動法人	H26.1.1	896-6230	
113	はすね	田村町 972 番地	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	
114	障がい者支援施設 一天土浦	小山崎 631 番地 13	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	R1.6.1	846-2506	
115	障害者支援センター未来 永井事業所	永井字境松 153 番地 2	障害者総合支援法	生活介護	社会福祉法人	R3.1.1	867-0025	
116	つばめ	並木 5 丁目 4128-14	障害者総合支援法	生活介護	株式会社	R3.8.1	893-6872	
117	土浦市療育支援センター	上高津 1809 番地	児童福祉法	保育所等訪問支援	土浦市	R3.4.1	824-8013	
118	コスモス【つみき】	神立町 1054-3	児童福祉法	保育所等訪問支援	社会福祉法人	R4.4.1	879-8857	
119	つくし学園	上高津 1809 番地	児童福祉法	児童発達支援	土浦市	H24.4.1	824-8013	
120	土浦市療育支援センター	上高津 1809 番地	児童福祉法	児童発達支援	土浦市	H24.4.1	824-8013	
121	あくらーきっずすまいる土浦	上高津 1346-8	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H28.4.1	845-4500	
122	ハピネス	下高津3丁目6-7下高津久保田テナント201号室	児童福祉法	児童発達支援	合同会社	27.2.1	897-3423	
123	通所支援事業所 大夢	中村南 1 丁目 16 番 11 号	児童福祉法	児童発達支援	合同会社	H28.1.1	845-3094	
124	元気's	小松 3 丁目 27-2	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H28.10.1	896-4141	
125	からしだね	上高津 486 番地 2	児童福祉法	児童発達支援	宗教法人	H29.6.1	835-3622	
126	きらりはーと永国	永国 749-3	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H30.10.1	845-7575	
127	らいおんハートリハビリ児童サービス 土浦	中村南 4 丁目 13 番 6 号	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H30.12.1	886-6440	
128	元気's きだまり	木田余東台 2-4-12	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	R3.4.1	875-3457	
129	あんじん高津	中高津二丁目 10 番 10-2	児童福祉法	児童発達支援	特定非営利活動法人	R3.7.1	090-4065-5396	
130	コスモス【つみき】	神立町 1054-3	児童福祉法	児童発達支援	社会福祉法人	R4.4.1	879-8857	
131	Functional Training Center 土浦店	乙戸南 2 丁目 8-17	児童福祉法	児童発達支援	株式会社	H29.12.1	897-3005	
132	児童デイサービス ガルテン・ガルテン	小岩田東 1-1-39	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H24.4.1	835-3003	
133	児童デイサービス きりんくらぶ	神立東 2-30-61	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H26.1.1	835-3003	
134	たんぼぼ作業所	穴塚 1232 番地の 2	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H26.4.1	846-4430	
135	ふおれすと	中村南四丁目 7 番 26 号	児童福祉法	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人	H26.4.1	893-2620	

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	取 容 人 数
136	あくらーきっずすまいる土浦	上高津 1346-8	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H26.12.1	845-4500	
137	ハビネス	下高津3丁目6-7下高津久保田テナント201号室	児童福祉法	放課後等デイサービス	合同会社	H27.2.1	897-3423	
138	ひまわり キッズ土浦教室	若松町 1-6	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H27.11.1	825-5085	
139	通所支援事業所 大夢	中村南 1丁目 11号	児童福祉法	放課後等デイサービス	合同会社	H28.1.1	845-3094	
140	放課後クラブ ビ・パップスタイル	田中三丁目 8番 28号 3階	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H28.1.1	828-7300	
141	ライラック	田村町 972番地	児童福祉法	放課後等デイサービス	社会福祉法人	H28.5.1	869-5500	
142	元気's	小松三丁目 27-2	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H28.10.1	896-4141	
143	からしだね	上高津 486番地 2	児童福祉法	放課後等デイサービス	宗教法人	H29.6.1	835-3622	
144	きりはーと永国	永国 749-3	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H30.10.1	845-7575	
145	らいおんハートリハビリ児童デイサービス 土浦	中村南 4丁目 13番 6号	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	H30.12.1	886-6440	
146	ハートっ子 土浦	小山崎 631番 13	児童福祉法	放課後等デイサービス	社会福祉法人	R1.6.1	886-8686	
147	放課後デイサービス 苺和	虫掛 3726-1	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R2.4.1	846-0815	
148	やるきゃん土浦校	国文町 2-28	児童福祉法	放課後等デイサービス	一般社団法人	R2.4.1	875-3800	
149	ピースホームタウン土浦	田中 1丁目 1-4-1	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R2.11.1	828-4700	
150	ドレミファソライズ FC 土浦	中高津 1-22-36	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.1.1	886-5324	
151	元気's きだまり	木田余東台 2-4-12	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.4.1	875-3457	
152	あんじん高津	中高津二丁目 10番 10-2	児童福祉法	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人	R3.7.1	090-4065-5396	
153	アストロ土浦真鍋	真鍋4-1-12 inftビル 101号室	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.9.1	869-8321	
154	みんなのりハビリセンター土浦	小松 2-12-6	児童福祉法	放課後等デイサービス	株式会社	R3.12.1	828-4839	
155	障害者就職・生活支援センターかすみ	真鍋新町 1-14	障害者雇用促進法	障害者就業・生活支援センター	特定非営利活動法人	H23.4.1	827-1104	
156	土浦市老人福祉センター「湖畔荘」	手野町 1892-1	老人福祉	福祉センター	土浦市	S56.4.1	828-0881	100
157	土浦市老人福祉センター「つわぶき」	中都町 1-5428-2	老人福祉	福祉センター	土浦市	H4.9.15	831-4126	100
158	土浦市老人福祉センター「うらら」	大和町 9-2	老人福祉	福祉センター	土浦市	H9.10.1	827-0050	100
159	デイサービスゆとりえ土浦	田中 1-6-3	介護保険	デイサービス	営利法人	H22.9.1	875-4126	20
160	土浦ケアセンター そよ風	田中 1-1-32	介護保険	デイサービス	営利法人	H12.5.25	835-2635	30
161	指定通所介護事業所 滝の園	穴塚 1935	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H6.5.30	826-1110	25
162	デイサービスセンター なぎの木土浦	穴塚 333-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.2.27	869-9512	33
163	駅前デイサービス	大和町 9-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H27.10.1	828-5371	20
164	デイサービス ハートリビング土浦中央	中央 1-5-16	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.3.10	897-3770	40
165	ケアステーション あさひ土浦	大手町 6-2	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.8.1	825-3610	35
166	レコードブック土浦駅前店	港町 1-7-5 櫻井ビルⅡ -2B	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.8.1	896-5884	30
167	デイサービスここねす	生田町 1-28 トリニティビル 1F	介護保険	デイサービス	営利法人	H30.2.1	845-7175	10
168	デイサービスセンター滝田	滝田 1-10-2	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H31.1.17	875-5771	30
169	通所介護事業所 静霞園	東若松町 3379	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H元.3.1	823-0889	25
170	ツクイ土浦	東真鍋町 8-14	介護保険	デイサービス	営利法人	H17.3.1	825-1280	30
171	ヤックスデイサービス土浦	真鍋新町 7-4	介護保険	デイサービス	営利法人	H22.11.1	824-1501	18
172	デイサービスまごころの家 土浦真鍋	真鍋 2-4-32	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.6.20	846-1288	15
173	デイサービス 桑林	荒川沖東 3-17-28	介護保険	デイサービス	営利法人	H19.12.1	843-7116	35
174	つくばからだはうす	中村西根 1055-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.11.6	886-8873	25
175	ケアパートナー・みなみ	荒川沖 5-9	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.6.14	834-3731	25
176	デイサービスセンター もりの家	北荒川沖町 8-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H10.9.1	830-4722	25
177	デイサービスセンター SPL 土浦	北荒川沖町 3-13	介護保険	デイサービス	営利法人	H25.12.1	875-6206	10
178	デイサービス樹楽 土浦中	中 199-9	介護保険	デイサービス	営利法人	H29.1.17	886-5265	22
179	デイサービスまいはうす	乙戸 1-69	介護保険	デイサービス	営利法人	R2.3.4	843-6550	10
180	みんなのりハビリセンター土浦	小松 2-12-6	介護保険	デイサービス	営利法人	R3.10.1	896-3280	36



番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
181	喜楽希楽サービス通所介護事業所	上高津 486-2	介護保険	デイサービス	宗教法人	H15.8.20	886-4433	46
182	デイサービスここいち永国	永国 903-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H24.5.1	879-5522	60
183	デイサービス永国長寿館	永国 1048-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.12.22	823-1951	40
184	飛羽/園 デイサービスセンター指定通所介護事業所	小松 3-18-18	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H3.5.30	826-2941	25
185	リハプライド・土浦	富士崎 1-10-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.3.1	896-6922	30
186	デイサービスまごころの家 土浦上高津	上高津新町 10-52	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.9.16	875-4501	10
187	デイサービス ガーデン	桜ヶ丘町 14-38	介護保険	デイサービス	営利法人	H26.5.7	897-3305	25
188	デイサービス中高津シャンティ	中高津 2-5-15	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.10.1	896-8551	19
189	ご長寿くらぶ土浦・小松デイサービスセンター	土浦市小松 2-13-6	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.5.1	893-3522	15
190	デイサービス桜ヶ丘	桜ヶ丘町 19-30	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.11.1	896-7801	20
191	からだはうす ぷらす	小松 2-13-29	介護保険	デイサービス	営利法人	R4.4.1	090-5211-1759	15
192	デイサービス ASUKA	神立中央 1-1-10 池田ビル 1階 105	介護保険	デイサービス	営利法人	H20.10.1	833-2682	30
193	デイサービス ここいち土浦	おおつ野 8-24-11	介護保険	デイサービス	営利法人	H21.4.1	830-3002	48
194	土浦晴山苑 デイサービスセンター	田村町 2321-5	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H17.8.24	828-2322	60
195	デイサービスセンターこほく	菅谷町 1168-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H26.7.1	893-3119	25
196	指定通所介護事業所 ライフサポートサルーナ	おおつ野 2-1-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H28.10.1	846-3607	110
197	神立デイサービスセンター優	土浦市神立町 2245-3	介護保険	デイサービス	営利法人	R1.5.1	846-1116	10
198	土浦なごみデイサービス	右廻 644-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H18.8.1	841-7532	10
199	デイサービスセンター やすらぎの園	小岩田西 2-1-49	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H14.12.1	835-3131	25
200	ご長寿くらぶ土浦みぎもみデイサービスセンター	右廻 2722	介護保険	デイサービス	営利法人	H28.2.15	893-2200	15
201	ご長寿くらぶ土浦みぎもみIIデイサービスセンター	右廻 2722-3	介護保険	デイサービス	営利法人	R2.12.1	846-3622	10
202	めいこうの里デイサービス	大岩田 2469-11	介護保険	デイサービス	医療法人	H30.7.24	823-0015	25
203	のどか	烏山 1-2347-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H21.9.1	875-9877	36
204	デイサービスはなのえん	栗野町 1852-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H16.8.20	830-0511	10
205	通所介護事業所プラザマアム	板谷 7-626-11	介護保険	デイサービス	営利法人	H18.3.10	830-2206	35
206	デイサービス憩いの里	高岡 2315	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H17.9.25	829-3030	30
207	デイサービスセンター シルトピア	本郷 1679-1	介護保険	デイサービス	社会福祉法人	H6.8.1	862-1717	20
208	デイサービスセンターにいはり	藤沢 3534-1	介護保険	デイサービス	営利法人	H16.7.1	829-3200	20
209	リハスマイル土浦	大畑 1605-8	介護保険	デイサービス	営利法人	H25.9.1	896-8316	30
210	特別養護老人ホーム「滝の園」	穴塚 1935	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H6.5.30	826-1110	50
211	特別養護老人ホーム「滝田」	土浦市滝田 1-10-2	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H31.1.17	875-5771	58
212	特別養護老人ホーム「静霞園」	東若松町 3379	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	S56.4.1	824-9581	60
213	特別養護老人ホーム「もりの家」	北荒川沖町 8-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H10.9.1	830-4755	54
214	特別養護老人ホーム「飛羽ノ園」	小松 3-18-18	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H3.5.30	826-2941	50
215	特別養護老人ホーム「土浦晴山苑」	田村町 2321-5	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H17.8.24	828-2322	70
216	特別養護老人ホーム「こほく」	菅谷町 1168-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H26.7.1	893-3119	70
217	特別養護老人ホーム「やすらぎの園」	小岩田西 2-1-49	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H14.12.1	835-3131	54
218	特別養護老人ホーム「なごみ」	右廻 644-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H18.8.1	841-7532	90
219	特別養護老人ホーム「はなのえん」	栗野町 1852-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H16.8.20	830-0511	45
220	特別養護老人ホーム「憩いの里」	高岡 2315	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H17.9.25	829-3030	70
221	特別養護老人ホーム「シルトピア」	本郷 1679-1	介護保険	老人福祉施設	社会福祉法人	H6.6.20	862-1717	47
222	地域密着型特別養護老人ホーム「ねもとの里」	穴塚 1988-1	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H27.7.1	893-2110	29
223	地域密着型特別養護老人ホーム「静霞園」	東若松町 3379	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.4.1	824-9581	20
224	地域密着型特別養護老人ホーム「もりの家」サテライト	乙戸 230-2	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H24.6.1	886-9080	29
225	地域密着型特別養護老人ホーム「飛羽ノ園・とわ」	小松 3-18-18	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.4.1	826-2941	20

番号	施設名	所在地	関係法令	施設種別	経営主体	設置年月日	電話番号	収容人数
226	地域密着型特別養護老人ホーム「やすらぎの園」	小岩田西 2-1-49	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H26.12.1	835-3131	20
227	地域密着型特別養護老人ホーム「やすらぎの園アネックス」	小岩田西 2-7-41	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H29.5.26	896-8330	29
228	地域密着型特別養護老人ホーム「みちのえん」	粟野町 1829-4	介護保険	地域密着型老人福祉施設	社会福祉法人	H27.6.1	893-6061	29
229	介護老人保健施設「いっせい」	土浦市東崎町 6-15	介護保険	老人保健施設	医療法人	H27.4.1	875-6900	29
230	介護老人保健施設「シルバークア土浦」	木田余 4606	介護保険	老人保健施設	医療法人	H9.3.5	826-7021	100
231	介護老人保健施設「セントラル土浦」	真鍋新町 12-10	介護保険	老人保健施設	医療法人	H30.2.1	893-6100	100
232	介護老人保健施設「常総の郷」	荒川沖 6-110	介護保険	老人保健施設	医療法人	H18.4.21	843-5580	100
233	介護老人保健施設「えがお」	中村東 2-21-1	介護保険	老人保健施設	医療法人	H23.6.1	869-9020	29
234	介護老人保健施設「さくら」	神立町 444-2	介護保険	老人保健施設	医療法人	H8.6.25	823-1020	100
235	介護老人保健施設「ひかり」	右羽 1113-1	介護保険	老人保健施設	医療法人	H16.10.18	843-3321	100
236	ケアパレス・ナヴァーレ	港町 3-30-23	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H18.10.1	835-1133	71
237	サンテヌ土浦	文京町 8-3	介護保険	有料老人ホーム	社会福祉法人	H12.8.1	826-6333	137
238	サンテヌ土浦新館(介護棟)	文京町 8.5	介護保険	有料老人ホーム	社会福祉法人	H23.4.1	875-3891	40
239	ハートワン土浦	天川 1-18-80	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H19.1.1	825-0250	40
240	かがやきの郷	常名 2212	介護保険	有料老人ホーム	営利法人	H12.3.24	823-8808	186
241	グループホーム だんらん	穴塚 1957	介護保険	グループホーム	社会福祉法人	H16.12.7	821-7071	18
242	グループホーム 和晃	若松町 5-28	介護保険	グループホーム	営利法人	H16.4.7	826-1628	8
243	グループホーム しょうわ家族	荒川本郷 218-173	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.10.1	841-5666	18
244	グループホーム きらめき	小松 2-9-12	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.12.1	824-7810	18
245	グループホーム 永国長寿館	永国 1048-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H16.12.23	823-1951	18
246	グループホーム 太陽	菅谷町 1469-154	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.10.1	830-0301	9
247	グループホーム 土浦マロン館	菅谷町 1358-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.10.4	831-7086	18
248	グループホーム 鶴沼の郷	神立東 2-21-22	介護保険	グループホーム	営利法人	H15.11.16	834-0011	27
249	グループホーム 鶴沼の郷2	神立東 1-16-33	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.2.1	830-0220	18
250	グループホーム 寄居	神立町 443-5	介護保険	グループホーム	医療法人	H15.3.1	833-2070	27
251	グループホーム きらめき2	右羽 2743-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.6.6	843-1991	18
252	グループホーム 和楽樹	板谷 1-478-3	介護保険	グループホーム	営利法人	H18.3.31	833-2400	9
253	グループホーム いっしん館こまち	藤沢 894-1	介護保険	グループホーム	営利法人	H17.1.24	830-6000	18
254	デイサービス しょうわ家族	荒川本郷 218-115	介護保険	認知症デイサービス	営利法人	H21.10.1	842-7466	12
255	デイサービス 寄居	神立町 443-5	介護保険	認知症デイサービス	医療法人	H24.12.1	833-2070	9
256	デイホーム しょうわ家族	荒川本郷 218-173	介護保険	認知症デイサービス	営利法人	H20.12.10	841-5666	3
257	ケアハウス「ポプラ館」	東若松町 3379	老人福祉	軽費老人ホーム	社会福祉法人	H8.4.13	826-8888	50
258	ケアハウス「もりの家」	北荒川沖町 8-2	老人福祉	軽費老人ホーム	社会福祉法人	H10.9.1	841-8885	30
259	土浦市ふれあいセンター「ながみね」	中村西根 2078-1			土浦市	H15.6.1	830-5600	
260	土浦市シルバー人材センター	東真鍋町 2-5	高齢者雇用安定法		公益社団法人	S57.3.11	824-8281/8282	
261	土浦市社会福祉センター	大和町 9-2			土浦市	S44.11.1	821-5995/5996	
262	新治総合福祉センター	沢辺 1423-1			土浦市	H8.4.10	862-3522	
263	土浦市社会福祉協議会	大和町 9-2	社会事業		社会福祉法人	S27.3.1	821-5995/5996	

## 10 国民年金

### (1) 拠出年金（各年度末現在）

#### ア 国民年金被保険者適用及び免除状況

（単位：人・件・％）

区 分	適 用 者					適用率	保 険 料 免 除		
	1 号	任 意	小 計	3 号	合 計		法定免除	申請免除	計
平成29年度	17,648	215	17,863	9,202	27,065	-	1,076	一部 481 全額 2,748 学特 1,857 猶予 630	6,792
〃 30 〃	17,085	221	17,306	8,885	26,191	-	1,095	一部 443 全額 2,612 学特 1,875 猶予 690	6,715
令和元〃	16,584	226	16,810	8,594	25,404	-	1,095	一部 465 全額 2,679 学特 1,874 猶予 648	6,761
〃 2 〃	16,552	214	16,766	8,294	25,060	-	1,163	一部 375 全額 2,700 学特 1,816 猶予 664	6,718
〃 3 〃	16,316	209	16,525	7,943	24,468	-	1,240	一部 453 全額 2,948 学特 1,795 猶予 727	7,163

#### イ 国民年金保険料納付状況

（単位：人・％）

区 分	A 納付対象月数(累計)	B 納付実施月数(累計)	納付率 $\frac{B}{A}$ %
平成 29 年度	138,098	81,990	59.4
〃 30 〃	133,258	81,587	61.2
令和 元 〃	125,773	78,352	62.2
〃 2 〃	123,050	79,159	64.3
〃 3 〃	117,801	79,548	67.5

#### ウ 国民年金保険料

定額保険料 月額 16,590円（令和4年4月から）

付加保険料 月額 400円

#### エ 拠出年金支給額（令和4.4.1から）

$$\begin{aligned}
 \text{老齢基礎年金} &= 777,800\text{円} \times \left[ \left( \frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{加入可能年数}} \right) + \left( \frac{\text{平成21年度以降全額免除月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{2} + \left( \frac{\text{平成21年度以前全額免除月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{3} \right. \\
 &\quad + \left( \frac{\text{平成21年度以降}}{\text{4分の1納付月数}} \right) \times \frac{5}{8} + \left( \frac{\text{平成21年度以前}}{\text{4分の1納付月数}} \right) \times \frac{1}{2} + \left( \frac{\text{平成21年度以降}}{\text{2分の1納付月数}} \right) \times \frac{3}{4} \\
 &\quad \left. + \left( \frac{\text{平成21年度以前}}{\text{2分の1納付月数}} \right) \times \frac{2}{3} + \left( \frac{\text{平成21年度以降}}{\text{4分の3納付月数}} \right) \times \frac{7}{8} + \left( \frac{\text{平成21年度以前}}{\text{4分の3納付月数}} \right) \times \frac{5}{6} \right]
 \end{aligned}$$

加入可能年数×12

障害基礎年金 1級 972,250円

2級 777,800円

遺族基礎年金 777,800円

付加年金 200円×納付月数（付加年金加入者は老齢（基礎）年金に加算）

寡婦年金 夫の老齢基礎年金額の4分の3（付加年金を除く）

死亡一時金	納付済期間	3年以上15年未満	120,000円
		15年〃20年〃	145,000円
		20年〃25年〃	170,000円
		25年〃30年〃	220,000円
		30年〃35年〃	270,000円
		35年〃	320,000円

オ 拠出年金受給者の状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	受 給 権 者 数	受 給 金 額
老齢年金及び通算老齢年金	38,495 人	25,124,695 千円
障 害 年 金	2,170 人	1,877,310 千円
遺族年金（母子含む）	210 人	162,606 千円
寡 婦 年 金	14 人	5,698 千円
合 計	40,889 人	27,170,309 千円

## 11 国民健康保険

国民健康保険は、職域を中心とする被用者保険以外を対象として、疾病、負傷、出産、死亡について必要な保険給付を行うことを目的とする医療保険制度である。

### (1) 事業開始

昭和26年1月10日

### (2) 国民健康保険運営協議会

国民健康保険法において市町村の必置機関とされており、国民健康保険運営に関する重要事項を審議する市長の諮問機関である。

○委員の構成……………14人

被保険者代表 4人

保険医又は保険薬剤師代表 4人

公益代表 4人

被用者保険等保険者代表 2人

国保事業の運営にあたり、被保険者、療養担当者等それぞれの立場の利害の調整を図り、また公正かつ適正な協議会の運営を図るため以上の構成となっている。

### (3) 被保険者の推移

#### ア 被保険者加入状況（住民基本台帳）

（各年度末現在）

区分 年度	全 市		国 民 健 康 保 険		加 入 割 合 (%)	
	世 帯	人 口	世 帯	被 保 険 者	世 帯	被 保 険 者
平成29年	65,334	142,734	22,086	35,865	33.8	25.1
〃 30 〃	66,087	142,143	21,473	34,078	32.5	24.0
令和元年	67,023	141,655	20,858	32,633	31.1	23.0
〃 2 〃	67,936	141,119	20,737	31,973	30.5	22.7
〃 3 〃	68,817	140,995	20,025	30,487	29.1	21.6

## イ 事由別異動状況

年度 区分	平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	
資格 取得 届	転 入	1,443	1,777	1,416	1,726	1,414	1,700	1,265	1,477	1,158	1,363
	社保離脱	3,065	4,282	3,029	4,136	3,008	4,118	3,172	4,298	3,032	4,075
	生保廃止	37	46	34	44	44	51	27	31	37	37
	取 出 生	169	172	142	144	125	126	91	94	112	113
	後期から	4	4	5	5	6	6	4	4	8	8
	そ の 他	110	137	76	93	67	94	82	106	69	94
	小 計	4,828	6,418	4,702	6,148	4,664	6,095	4,641	6,010	4,416	5,690
資格 喪失 届	転 出	1,108	1,376	1,043	1,318	1,199	1,436	1,009	1,187	1,005	1,218
	社保加入	3,481	4,811	3,190	4,415	3,099	4,130	2,704	3,613	2,794	3,653
	生保開始	83	99	91	104	105	129	90	109	116	127
	死 亡	226	226	198	199	229	229	197	197	256	257
	後期へ移行	1,551	1,554	1,658	1,662	1,315	1,318	1,291	1,295	1,697	1,702
	そ の 他	165	203	208	237	253	298	221	269	182	219
	小 計	6,614	8,269	6,388	7,935	6,200	7,540	5,512	6,670	6,050	7,176
世帯合併	52	-	48	-	55	-	34	-	45	-	
世帯分離	151	-	141	-	135	-	94	-	93	-	
一部転居	16	-	13	-	8	-	6	-	6	-	
世帯主変更	518	-	466	-	455	-	466	-	451	-	
合 計	12,179	14,687	11,758	14,083	11,517	13,635	10,753	12,680	11,061	12,866	

## (4) 保険給付

## ア 療養の給付（現物給付）又は療養費及び移送費の支給（現金給付）

被保険者の疾病および負傷に関して法に定める要件を除き給付の制限はなく、保険診療で定められたすべてについて給付する。

- 診察
- 薬剤または治療材料の支給
- 処置、手術その他の治療
- 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 入院時食事療養費
- 移送費

ほかに柔道整復師の施術、鍼灸マッサージ（医師の同意のあるもののみ）についても給付する。

## イ 給付の割合

- 義務教育就学前 8 割、70歳以上75歳未満 8 割（ただし、一定以上所得者 7 割）、その他 7 割
- ただし、結核予防法第34条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条は10割（公費分を含む）

## ウ 高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担が高額になったとき、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

### 1. 70歳未満の方（医療機関ごとに計算。ただし、入院、外来、医科及び歯科は別計算）

区 分		自 己 負 担 限 度 額	
所得が901万円を超える	(ア)	252,600円	実際の医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が600万円を超え901万円以下	(イ)	167,400円	実際の医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が210万円を超え600万円以下	(ウ)	80,100円	実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算
所得が210万円以下 (市・県民税非課税世帯除く)	(エ)	57,600円	
市・県民税非課税世帯	(オ)	35,400円	

※同一世帯で同一月以内に一部負担金を21,000円以上支払った場合が2回以上あったとき、これらの額を合算して、限度額を超えた分を支給。また、過去1年間に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目以降は、自己負担限度額が、(ア)は140,100円、(イ)93,000円、(ウ)・(エ)44,400円、(オ)24,600円になります。

### 2. 70歳以上75歳未満の方（外来は、個人単位、入院は世帯単位で合算）

区 分		自 己 負 担 限 度 額	
		外 来 の 限 度 額	入 院 及 び 世 帯 ご と の 限 度 額
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円 (※1) 実際の医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
	課税所得 380万円以上	167,400円 (※2) 実際の医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
	課税所得 145万円以上	80,100円 (※3) 実際の医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%の額を加算	
一 般 (市・県民税課税世帯で現役並み所得者以外の方)		18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 (※3)
市・県民税非課税世帯	II	8,000円	24,600円
	I		15,000円

※現役並み所得者及び一般の区分で世帯ごとの高額療養費が過去1年間に3回以上支給されている場合、4回目以降の自己負担限度額が※1は140,100円、※2は93,000円、※3は44,000円になります。

## エ その他の給付

出産育児一時金	1件	原則420,000円	被保険者が出産したとき
葬 祭 費	1件	50,000円	被保険者が死亡したとき

才 保険給付の推移

(療養給付費)

(単位：件・千円・%)

年度 区分	平成29年度	前 年 比	平成30年度	前 年 比	令和元年度	前 年 比	令和2年度	前 年 比	令和3年度	前 年 比
件数	559,934	91.6	540,257	96.5	516,421	95.6	461,083	89.3	476,359	103.3
費用額	12,090,926	95.3	11,849,173	98.0	11,546,159	97.4	10,629,383	92.1	11,028,015	103.8
保険者負担分	8,800,477	95.4	8,628,242	98.0	8,420,256	97.6	7,761,866	92.2	8,061,841	103.9
一部負担金	2,922,528	98.3	2,909,058	99.5	2,846,992	97.9	2,589,781	91.0	2,642,927	102.1
薬剤一部負担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他負担分	367,921	76.2	311,873	84.8	278,911	89.4	277,736	99.6	323,247	116.4

(療養費等)

(単位：件・千円・%)

件数	13,587	83.5	11,976	88.1	11,442	95.5	10,050	87.8	9,705	96.6
費用額	118,409	81.3	103,445	87.4	100,279	96.9	87,617	87.4	82,054	93.7
保険者負担分	86,361	81.5	75,950	78.8	72,870	95.9	64,247	88.2	60,495	94.2
一部負担金	30,736	84.5	26,773	87.1	27,304	102.0	23,276	85.2	21,476	92.3
薬剤一部負担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他負担分	1,312	39.7	722	55.0	105	14.5	94	89.5	82	87.6

(計：療養諸費)

(単位：件・千円・%)

件数	573,521	91.4	552,233	96.3	527,863	95.6	471,133	89.3	486,064	103.2
費用額	12,209,335	95.2	11,952,618	97.9	11,646,438	97.4	10,717,000	92.0	11,110,069	103.7
保険者負担分	8,886,838	95.2	8,704,192	97.9	8,493,126	97.6	7,826,113	92.1	8,122,336	103.8
一部負担金	2,953,264	98.2	2,935,831	99.4	2,874,296	97.9	2,613,057	90.9	2,664,403	102.0
薬剤一部負担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他負担分	369,233	75.9	312,595	84.7	279,016	89.3	277,830	99.6	323,330	116.4

療養諸費の1人当たり・1件当たり費用額

(単位：件・千円・%)

年度 区分	平成29年度	前 年 比	平成30年度	前 年 比	令和元年度	前 年 比	令和2年度	前 年 比	令和3年度	前 年 比
一人当たり費用額	330,724	106.0	338,515	102.4	347,593	102.7	333,728	96.0	326,383	97.8
1件当たり "	21,288	104.1	21,644	101.7	22,063	101.9	22,747	103.1	22,857	100.5



### 高額療養費支給状況

(単位: 件・千円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支 給 額		1,218,084	1,269,328	1,270,026	1,166,653	1,204,623
支 給 件 数		19,547	21,238	20,162	19,327	20,181
1 件 当 り 支 給 額		62	60	63	60	60

### 出産育児一時金・葬祭費の支給状況

(単位: 件・千円)

区分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出 産 育 児 一 時 金	1 件 当 支 給 額	404～420	404～420	404～420	404～420	404 <sup>※</sup> ～420
	支 給 件 数	171	137	119	98	108
	支 給 額	71,660	57,396	49,836	41,016	45,224
葬 祭 費	1 件 当 支 給 額	50	50	50	50	50
	支 給 件 数	186	188	202	185	209
	支 給 額	9,300	9,400	10,100	9,250	10,450

※令和4年1月1日以降の分娩については408(千円)

## カ 保健事業

被保険者の疾病予防並びに健康の保持増進に努め、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために実施している。

- 市の疾病予防事業として実施する各検診の自己負担分の無料化
- 特定健診、特定保健指導の実施
- 日帰り人間ドック（健診機関：霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、つくば総合健診センター、土浦協同病院予防医療センター、神立病院健診センター、日立製作所土浦診療健診センタ、牛久愛和総合病院総合健診センター、筑波記念病院つくばトータルヘルスプラザ、セントラル総合クリニック、龍ヶ崎済生会総合健診センター、霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院つくば予防医学研究センター、筑波学園病院健診センター）及び脳ドック（健診機関：つくば総合健診センター、霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター、土浦協同病院予防医療センター、筑波記念病院つくばトータルヘルスプラザ、龍ヶ崎済生会総合健診センター、神立病院健診センター、県南病院、霞ヶ浦医療センター、筑波大学附属病院つくば予防医療研究センター、筑波学園病院健診センター、牛久愛和病院総合健診センター）の健診料の半額程度補助
- 医療費通知

## キ 高額療養費貸付制度

昭和53年4月1日から国民健康保険の被保険者に対し、著しく高額な療養に要した費用の支払いについて貸付を行い、一時その負担の軽減を図る。

- 貸付対象者……………国保被保険者
- 貸付金額……………高額療養費の90%以内
- 貸付期間……………高額療養費の支給日まで
- 貸付利子……………無利子

## ク 出産費資金貸付制度

平成13年10月1日から国民健康保険の被保険者に対し、出産予定日まで1月以内である場合に、出産費資金について貸付を行い、一時その負担の軽減を図る。

- 貸付対象者……………国保被保険者
- 貸付金額……………出産費一時金の90%以内
- 貸付期間……………出産育児一時金の支給日まで
- 貸付利子……………無利子

## ケ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の発行

平成19年4月1日から、国民健康保険の被保険者が診療を受けた場合、申請により、医療機関の窓口の支払が限度額までとなります。

○対象者 以下のいずれかに該当する国保被保険者

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満の住民税課税所得690万円未満の現役並み所得者の方
- ・70歳以上75歳未満の非課税世帯の方

## (5) 国民健康保険税

国民健康保険税は、所得割、被保険者均等割、二方式による合算によって賦課される。

### ア 税率および賦課基準、減額等（令和4年4月現在）

区分	内 容	医療分税率	支援分税率	介護分税率
所得割額	前年の総所得金額および山林所得金額の合算額から基礎控除額を差引いた額に応じて計算	7.26/100	2.36/100	2.04/100
均等割額	被保険者の人数に応じて計算	28,000円	9,000円	10,000円
課税限度額	算出額がこの額を超えた場合は、限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※18歳未満（ただし18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間を含む）の子どもの均等割額が5割軽減等されます。

減 額：世帯の総所得金額等が一定基準以下（別表）の場合は均等割が、2割・5割もしくは7割減額になる。

（減額基準）

区分	減額基準額算出式	備 考（減額される金額）
2割減額	基準額 = 基礎控除(43万円) + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	均等割1人につき (医療分)5,600円(支援分)1,800円(介護分)2,000円が減額
5割減額	基準額 = 基礎控除(43万円) + 28.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	均等割1人につき (医療分)14,000円(支援分)4,500円(介護分)5,000円が減額
7割減額	基準額 = 基礎控除(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	均等割1人につき (医療分)19,600円(支援分)6,300円(介護分)7,000円が減額

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受けている方です。  
これらに該当する方が世帯にいない場合、（給与所得者等の数 - 1）はゼロとして計算します。

## イ 納 期

納税通知書は、1～8期分を7月に送付。8期に分けて納付する。

期 別	1	2	3	4	5	6	7	8
納期月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

## ウ 保険税の推移

### (ア) 保険税率及び課税限度額

年度 区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
応能割 所得割	6.59 /100	2.68 /100	2.08 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100	7.26 /100	2.36 /100	2.04 /100
応益割 均等割 <sup>(円)</sup>	20,500	7,700	9,000	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100	22,800	7,600	9,100
平等割 <sup>(円)</sup>	24,900	9,300	6,300	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400	28,300	9,500	6,400
課税限度額 <sup>(万円)</sup>	54	19	16	58	19	16	61	19	16	63	19	17	63	19	17

## (イ) 賦課（現年度分）状況

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
算 出 税 額	所得割額(千円)	2,620,807	2,563,452	2,397,118	2,546,113	2,269,167
	均等割額(千円)	1,183,039	1,207,606	1,145,399	1,097,174	1,077,015
	平等割額(千円)	817,572	870,663	842,088	817,381	813,588
	合 計(千円)	4,621,418	4,641,721	4,384,605	4,460,668	4,159,770
上 記 の 賦 課 割 合	所 得 割(%)	56.71	55.22	54.67	57.08	54.55
	均 等 割(%)	25.60	26.02	26.12	24.60	25.89
	平 等 割(%)	17.69	18.76	19.21	18.32	19.56
減免による減額(千円)		5,491	6,946	3,867	19,997	8,017
保険税軽減額(千円)		522,608	560,993	550,221	538,599	548,224
限度超過額(千円)		394,536	391,452	336,390	545,569	364,512
調 定 額(千円)		3,575,836	3,584,949	3,425,474	3,335,265	3,194,933
前 年 比(%)		92.4	100.3	95.6	97.4	95.8
世帯当り調定額(円)		161,905	166,951	164,228	160,836	159,547
前 年 比(%)		95.2	100.3	98.4	97.9	99.2
被保険者一人当り調定額(円)		99,703	105,198	104,970	104,315	104,797
前 年 比(%)		97.2	100.3	99.8	99.4	100.5

## (ウ) 収納状況

年度	調 定 額	調定額(千円)	収納額(千円)	不納欠損額(千円)	未収額(千円)	収納率(%)
平成 29 年度	現年度分	3,575,836	3,160,784	716	414,335	88.4
	滞納繰越	1,682,799	332,952	250,004	1,099,844	19.8
	計	5,258,635	3,493,736	250,720	1,514,179	66.4
平成 30 年度	現年度分	3,584,949	3,180,262	528	404,160	88.7
	滞納繰越	1,498,910	302,059	277,168	919,683	20.2
	計	5,083,860	3,482,321	277,696	1,323,842	68.5
令和 元 年度	現年度分	3,425,474	3,059,848	597	365,029	89.3
	滞納繰越	1,306,369	300,922	241,597	763,849	23.0
	計	4,731,843	3,360,771	242,194	1,128,878	71.0
令和 2 年度	現年度分	3,335,265	3,001,442	0	333,823	90.0
	滞納繰越	1,332,175	297,129	213,584	821,462	22.3
	計	4,667,440	3,298,571	213,584	1,155,285	70.7
令和 3 年度	現年度分	3,194,931	2,883,980	127	310,823	90.3
	滞納繰越	1,145,876	212,240	153,959	779,677	18.5
	計	4,340,807	3,096,220	154,086	1,090,500	71.3

## 12 後期高齢者医療制度

75歳以上（一定の障害があると認定されたときは65歳以上）の方は、これまでの国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険（被扶養者であった方を含む）の資格はなくなり、後期高齢者医療制度に加入することになります。ただし、生活保護受給中の方は除かれます。

後期高齢者医療制度は、茨城県内の全市町村で構成する「茨城県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」という。）が運営します。

### （1）対象となる方

#### 1) 75歳以上の方

75歳の誕生日から被保険者となります。（生活保護受給者を除きます。）

#### 2) 65歳以上75歳未満の方で一定の障害があると広域連合の認定を受けた方 申請して認定を受けた日から被保険者となります。

### （2）保険料

#### 1) 後期高齢者医療制度では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

◇令和4・5年度の保険料率（茨城県内は均一の保険料率）

1年間の保険料 (100円未満切り捨て)	=	均等割額 46,000円	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除額)×8.50%
-------------------------	---	-----------------	---	------------------------------

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。

なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除額とは、地方税法第314条の2第2項に規定されている額（前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円。）となります。

※保険料額の賦課限度額（上限）は、66万円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

#### 2) 保険料の軽減措置

##### ①均等割額の軽減

「同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得額などの合計額」が次の基準額を超えない場合、保険料の「均等割」が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
①43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7割
②43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいいます。

②その他の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）されます。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※①の対象となる方は、軽減割合の高い方が優先されます。

**(3) 窓口での自己負担割合**

医療機関等の窓口で支払う自己負担金の割合は、かかった医療費の「1割」です。ただし、「現役並み所得者」は「3割」となります。

なお、令和4年10月1日からは、負担割合の見直しに伴い、「現役並みの所得者」の「3割」を除き、一定の所得がある場合は、「1割」から「2割」になります。

**(4) 自己負担限度額と高額療養費**

1カ月の医療費が高額になったときは、自己負担限度額までの支払いで済みます。自己負担限度額を超える窓口負担をした場合、超えた分は高額療養費として払い戻されます。

## 13 医療費助成制度

### (1) 医療福祉費支給制度

土浦市に居住し、各種医療保険に加入している者で、小児、ひとり親家庭の親子、重度心身障害者及び妊産婦に対して、必要な医療を容易に受けられるよう、その一部を助成し、健康の向上と福祉の増進を図るため「土浦市医療福祉費支給に関する条例」により、医療福祉費を支給する。

#### ア 小児

該当者

出生の日から満18歳(高校生相当年齢)に達する日以後の最初の3月31日まで

#### イ ひとり親家庭の親子

該当者

##### (ア) ひとり親家庭の親子

- ・配偶者のない(死別、離婚など)者で18歳になった日以後の最初の3月31日までの児童を監護している方とその児童
- ・20歳になった日以後の最初の3月31日までの障害児とひとり親家庭の親
- ・20歳になった日以後の最初の3月31日までの高校在学者とひとり親家庭の親

##### (イ) 父母のいない(ア)に掲げる児童

##### (ウ) 父母のいない(ア)に掲げる児童を養育している配偶者のいない者又は婚姻をしたことのない者

##### (エ) 上記に準じ、次のような場合も母と子、父と子が対象となる

- 夫又は妻(又は父母)の生死が1年以上明らかでないとき
- 夫又は妻(又は父母)から1年以上遺棄されているとき
- 夫又は妻(又は父母)が精神又は身体の障害により1年以上労働能力を失っているとき
- 夫又は妻(又は父母)が1年以上拘禁されているとき

##### (オ) 所得制限

合計扶養 老人・特定(扶)	0人	1人	2人	3人
0人	3,096	3,576	4,056	4,536
1人	3,476	3,956	4,436	4,916
2人	3,856	4,336	4,816	5,296
3人	4,236	4,716	5,196	
4人	4,616	5,096		
5人	4,996			

(単位：千円)

(令和4年4月1日現在)

#### ウ 重度心身障害者

該当者

##### (ア) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号(省令別表、以下同じ)の1級又は2級の障害の程度に該当し、手帳の交付を受けた者

##### (イ) 障害名が心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害で、省令別表の3級に該当し、手帳の交付を受けた者。

##### (ウ) 児童福祉法第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者の更生相談所において、知能指数が35以下と判定された者

- (エ) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ児童相談所又は更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者
- (オ) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者（平成31年4月1日から）
- (カ) 特別児童扶養手当1級の支給対象の児童
- (キ) 障害年金1級の受給権者
- (ク) 所得制限

(単位：千円)

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	5,209	6,287
1人	5,589	6,536
2人	5,969	6,749
	(扶養親族1人ごとに380千円加算)	(扶養親族1人ごとに213千円加算・2人目以降)

(令和4年4月1日現在)

## エ 妊産婦

該当者

- (ア) 県の妊産婦の医療福祉制度は、妊娠の継続又は安全な出産のために、必要となる医療に関する産婦人科受診の場合に、医療助成を行う。
- (イ) 市単独事業により、所得制限を撤廃し、産婦人科以外のすべての医療機関の受診に対する医療助成を行う。
  - ・利用期間……母子保健法に基づく妊娠の届出日の属する月の初日から出産月の翌末日まで

### 医療福祉費支給制度（マル福）受給者数

(単位：人)

区 分	令和2年度			令和3年度			
	県制度	市単独	計	県制度	市単独	計	
妊産婦 <sup>(※1)</sup>	624	22	646	573	31	604	
小児 <sup>(※2)</sup>	17,611	1,533	19,144	17,399	1,434	18,833	
内訳	未就学児	6,096	272	6,368	5,932	253	6,185
	小学生	6,181	415	6,596	6,063	399	6,462
	中学生	2,749	334	3,083	2,791	336	3,127
	高校生(相当年齢)	2,585	512	3,097	2,613	446	3,059
母子家庭	2,537	0	2,537	2,414	0	2,414	
父子家庭	240	0	240	251	0	251	
重度心身障害者	1,046	0	1,046	1,046	0	1,046	
65歳以上重度心身障害者	1,601	0	1,601	1,584	0	1,584	
計	23,659	1,555	25,214	23,267	1,465	24,732	

(※1) 妊産婦の市単独…県制度所得超過者（R2:22名、R3:31名）のほか、県制度受給者のうち妊産婦特有の疾病以外についても助成している。  
県制度の助成:妊産婦特有の疾病（所得制限あり）

(※2) 小児の市単独…県制度所得超過者（R2:1,533名、R3:1,434名）のほか、県制度受給者の内高校生の外来についても助成している。  
県制度の助成:小学6年生までの外来、高校3年生相当年齢までの入院（所得制限あり）

## 14 保健衛生

市民の健康推進と疾病予防のための、各種保健事業、予防接種を主とした感染症予防対策、市民の休日及び夜間の医療不安に対する救急医療対策事業を実施している。

○土浦市保健センター施設概要

	土浦市保健センター	土浦市保健センター 新治分室
所在地	土浦市下高津二丁目7番27号	土浦市藤沢990番地
構造	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積	5,000㎡	1,542㎡
建築面積	1,180.89㎡	528.64㎡
延床面積	2,855.28㎡	508.43㎡
施工期間	着工 平成2年6月26日 竣工 平成3年6月15日	着工 昭和61年9月17日 竣工 昭和62年3月20日
業務開始	平成3年8月1日	昭和62年4月1日
総事業費	1,604,996千円	103,749千円

### (1) 土浦市地域医療運営協議会

本市における地域医療の運営等について、必要な事項を調査審議する機関である。

- 委員の構成及び任期 15名以内 2年

市議会議員、医師会及び歯科医師会の会長及び会員、保健所長、学識経験者、副市長、その他特に市長が認める者

### (2) 健康つちうら21計画推進委員会

本市における健康増進計画及び食育推進計画を策定し、市民の健康増進を総合的かつ効果的に推進する。

- 委員の構成及び任期 20名以内 3年

市議会議員、医師会・歯科医師会及び薬剤師会の会員、学識経験者、地区組織・関係機関及び団体の代表者、その他特に市長が認める者

### (3) 土浦市予防接種健康被害調査委員会

市が実施する予防接種に関連して発生した健康被害調査及び補償について協議を行う。

- 委員の構成及び任期 10名以内 2年

医師会の会員、予防接種に関して専門的知識及び経験を有する医師、保健所長、副市長

### (4) 土浦市食生活改善推進員協議会

食生活改善推進員の活動を通して、会員の資質の向上と活動の振興を図り、土浦市の食生活改善活動を効果的に推進することによって、市民の健康づくり及び体力の増進に寄与することを目的とする。

- 令和4年4月1日現在推進員数 119名

### (5) 土浦市運動普及推進員連絡協議会

運動普及推進員として、市民の生活に身近なところで普及活動を行い、会員の資質の向上と活動の振興をはかり、市民の健康づくり及び体力の増進に寄与することを目的とする。

- 令和4年4月1日現在推進員数 98名



## (6) 健康まつり

市民、行政、医療機関の協働により、市民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができるよう、健康への意識を高め、実践を促進し普及啓発を行い、健康で明るいまちづくりの推進を目指すことを目的とする。

内容	(1) 保健事業	健康相談、医療相談、食と健康、歯と健康、薬と健康、応急救護、健康体操 他
	(2) 福祉事業	福祉の店、親子の遊びコーナー 他
	(3) 啓発事業	薬物乱用防止、禁煙啓発、がん予防啓発 他

## (7) 保健対策

各年齢層に応じた各種の事業を実施し、市民の疾病予防と健康の保持増進に努めている。

## ア 健康増進

がん・心臓病・脳卒中をはじめとする生活習慣病を予防し、市民一人ひとりが健康づくりに取り組めるよう、健（検）診や健康相談・教育等の各種健康増進事業を実施している。

### (1) 生活習慣病検診

種 別	検 診 名	対 象 者	実 施 日	実 施 場 所	
医療機関検診	さわやか健康診査	20歳から39歳の方 及び生活保護受給者	4月～3月	協力医療 機 関	
	特定健康診査	40歳から74歳の方 国民健康保険加入者の方			
	後期高齢者健康診査	75歳以上の方 後期高齢者医療保険加入の方			
	胸部(肺がん)検診	40歳以上の方			
	胃がん検診				
	大腸がん検診				
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性			
	乳がん検診	マンモグラフィ			40歳以上の偶数年齢の女性
		超音波			40歳以上の女性
	前立腺がん検診	50歳以上の男性			
	肝炎ウイルス検診	年度内40歳以上で過 去に肝炎ウイルス検査 を受けていない方			
胃がんリスク検査	年度内40～75歳の未 受診者でピロリ菌の 除菌治療等を受けた ことがない方				
集団検診	さわやか健康診査	20歳から39歳の方 及び生活保護受給者	7月～10月 ・1月	土浦市保健 センター等	
	特定健康診査	40歳から74歳の方 社会保険本人は該当しません			
	後期高齢者健康診査	75歳以上の方 後期高齢者医療保険加入の方			
	胸部(肺がん)検診	40歳以上の方	7月～1月		
	胃がん検診				
	大腸がん検診				
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性	7月～12月		
	乳がん検診	マンモグラフィ	40歳以上の偶数年齢の女性		
		超音波			
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	7月～10月・1月		
	腹部超音波検診	40歳以上の方	10月～12月		
	肝炎ウイルス検診	年度内40、45、50、 55、60、65、70歳で 過去に肝炎ウイルス検査 を受けていない方	7月～10月 ・1月		
	骨粗鬆症検診	20歳から70歳の女性	1月～2月		
10か月育児相談対象児 の母親と同伴の祖母		毎月第3火曜日			
地域子育て支援センターを 利用している児の保護者		5月～6月	各地域子育て 支援センター		

保福  
健社

(2) 健康相談・健康教室

事業名	対象者	実施日	実施場所
ダイヤル健康相談	一般市民	随時	土浦市保健センター
栄養相談	一般市民	月1回(予約制)	
健康相談	一般市民	月1回(予約制)	
リハビリ相談	一般市民	月1回(予約制)	
健康出前講座	一般市民	年間	各地区公民館等
出張栄養相談	子育て支援センター利用者	隔月1回	子育て支援センター さくらんぼ
	子育て交流サロン利用者	隔月1回	子育て交流サロン わらべ・のぞみ
高齢者健康相談	一般市民	月2回	老人福祉センターうらら他3か所
健診結果まるごと相談	今年度健康診査受診者とその家族	9月～3月	土浦市保健センター 各地区公民館等
歯科健康教室	一般市民	年8回	公民館等
市民による市民のための健康減量教室	一般市民	5月～2月	土浦市保健センター

(3) 歯科保健

事業名	対象者	実施日	実施場所
40歳誕生日 歯科健康診査	年度内40歳の方	4月～3月	協力医療機関

イ 介護予防

目的

いつまでも自立した、健康な生活が送れるように、介護予防のための運動講座や、出前講座等を実施する。

〈一般介護予防事業〉

1 対象者

65歳以上の高齢者

2 内容

事業名	実施日	場所
フレイル予防啓発講座	4月～3月 ・元気アップ運動教室:6コース ・筋トレ・脳トレ教室:3コース ・ぶらり☆つちまる健康ひろば:年12回 ・半日講座:年11回	土浦市保健センター、 各地区公民館等
介護予防応援隊	高齢者クラブ等の通いの場の 依頼に応じて、随時実施 ・出前講座 ・介護予防ノウハウ講座 ・健康体操指導音声CDの配布	土浦市保健センター、 各地区公民館・集会所等

## ウ 予防接種

予防接種法に基づく各種予防接種及び一部の任意予防接種を協力医療機関における個別接種で実施し、疾病予防を図っている。

種 別	接種回数		法定対象年齢
ロタウイルス	ロタリックス	2回	生後6週から24週0日まで
	ロタテック	3回	生後6週から32週0日まで
B型肝炎	3回		生後0か月～1歳未満
ヒブ	初回免疫（3回） 追加免疫（1回）		生後2か月～5歳未満
小児用肺炎球菌	初回免疫（3回） 追加免疫（1回）		生後2か月～5歳未満
4種混合（1期）	初回免疫（3回） 追加免疫（1回）		生後3か月～7歳6か月未満
2種混合（2期）	1回		11歳～13歳未満
BCG	1回		生後0か月～1歳未満
麻しん・風しん	1期（1回）		1歳～2歳未満
	2期（1回）		5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学前の1年間
水痘	2回		1歳～3歳未満
日本脳炎（※）	初回免疫（2回） 追加免疫（1回）		生後6か月～7歳6か月未満
	2期（1回）		9歳～13歳未満
子宮頸がん予防（※）	3回		小学校6年生～高校1年生相当までの女子
高齢者インフルエンザ	1回（年度内）		ア65歳以上の者 イ60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
成人用肺炎球菌	1回		ア令和5年4月1日において、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 イ60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
（任意）おたふくかぜ	1回		1歳～小学校入学前年度末（年長相当の3月31日）
（任意）小児インフルエンザ	13歳未満は2回、満13歳以上～中学3年生は1回（年度内）		生後6か月～中学3年生まで

（※）その他 特例実施あり

## (8) 献 血

献血は、病気や怪我で輸血を必要としている方のために、血液を提供するボランティアです。

血液は、生命の維持に欠かせない役割を担っていますが、その機能を完全に代替できる手段が存在しないこと、また、血液は生きた細胞で、長い期間保存することもできないことから計画的に献血による血液の確保が必要です。

### ○献血推進協議会

市民の献血思想の普及と献血者の組織の育成を図るとともに、血液事業の適正な運営を推進するため、次の事業を行う。

- ・ 献血思想の普及に関すること
- ・ 献血計画の策定に関すること
- ・ 献血組織の育成に関すること
- ・ その他献血事業の推進に関し必要なこと
- ・ 委員の構成及び任期 20名以内 2年

土浦市医師会の会員、献血協力団体の代表者、献血協力事業所等代表者、関係行政機関の代表者

## (9) 救急医療対策

昭和48年4月から、土浦市医師会の協力により医科4科（内科、外科、産婦人科、小児科）の在宅当番医制による休日緊急診療を開始し、昭和51年4月から、土浦市歯科医師会の協力により歯科の休日緊急診療を開始した。また、昭和56年4月から、夜間緊急診療所を開設、さらに同年8月から国立霞ヶ浦病院（現在の霞ヶ浦医療センター）、土浦協同病院、東京医科大学霞ヶ浦病院（現在の東京医科大学茨城医療センター）の病院群輪番制による第二次診療体制を図り、市民の休日及び夜間の医療不安解消に努めている。

なお、平成9年4月から、在宅当番医制による小児科休日緊急診療をセンター方式に変更し、それに伴い「夜間緊急診療所」を「休日緊急診療所」に名称を変更して実施している。

また、平成31年4月から産婦人科の「休日緊急診療（在宅当番医）」は廃止となっている。

### ○休日緊急診療（在宅当番医）

- ・ 診療日 日曜日、祝日、盆（8月15日・16日）、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ 時 間 午前9時～正午、午後1時～午後4時
- ・ 診療科目 内科、外科、歯科

### ○休日緊急診療所

- ・ 設置場所 土浦市保健センター内
- ・ 診療日 「夜間」 木・金・土・日曜日・祝日・盆（8月15日・16日）  
年末年始（12月29日～1月3日）  
「昼間」 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・ 時 間 「夜間」 午後7時～午後10時  
「昼間」 午前9時～午後4時
- ・ 診療科目 「夜間」 小児科（木・金・土・日曜日・祝日・盆・年末年始）  
内 科（土・日曜日・祝日・盆・年末年始）  
「昼間」 小児科（日曜日・祝日・年末年始）

### ○病院群輪番制

夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、初期救急医療施設及び患者搬送機関との円滑な連携体制のもと、第二次病院としての診療機能を有する病院群の輪番制を行い、夜間の緊急医療を確保している。

- ・参加病院 霞ヶ浦医療センター、土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センターの輪番制
- ・診療日 年間全日
- ・時間 午後6時～翌午前8時